

# 鳥取県教育振興基本計画別冊

令和6年度

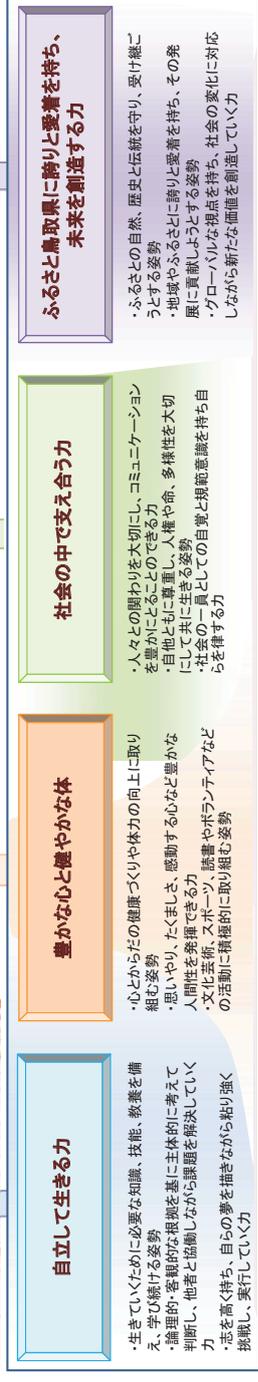
「アクションプラン」

令和6年5月23日

鳥取県教育委員会

基本理念 自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさととつとりの人づくり

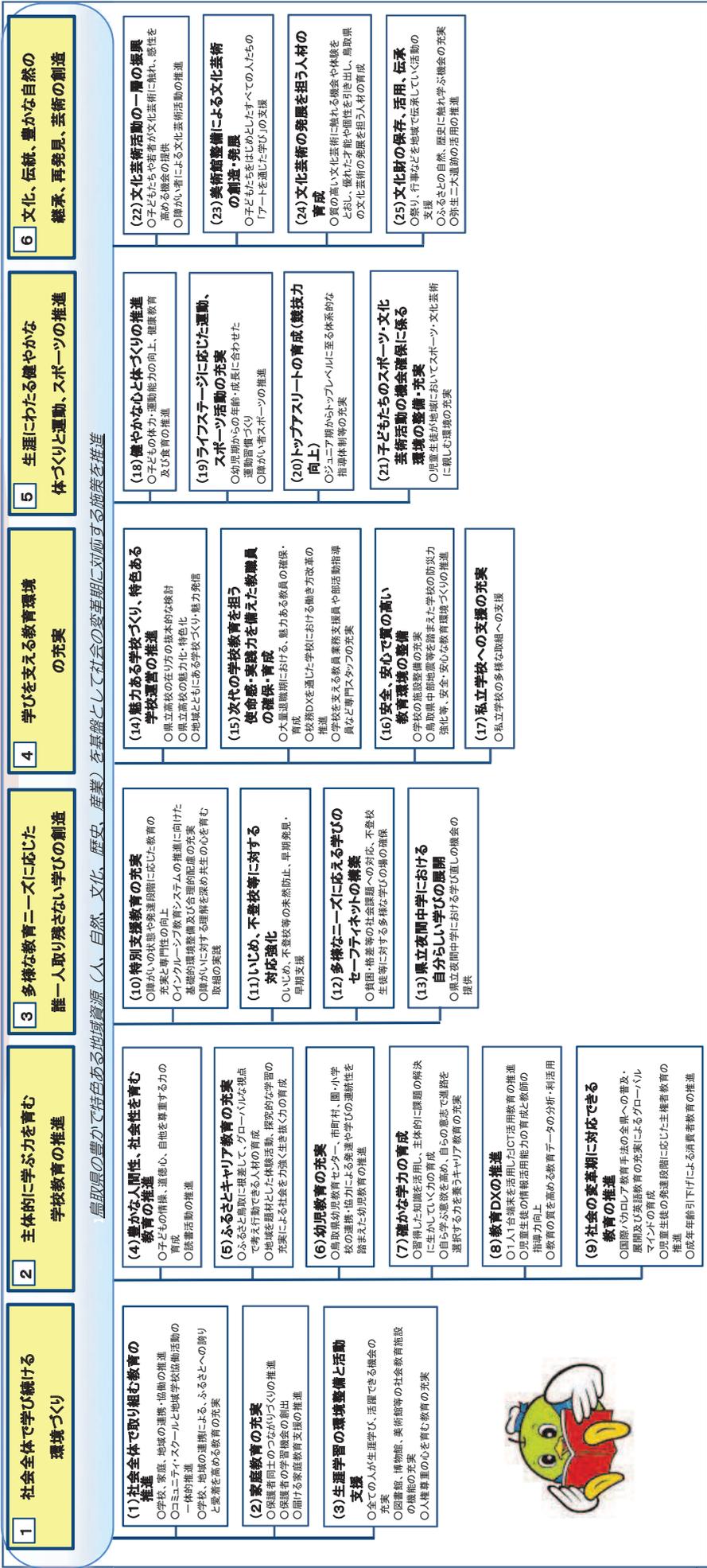
●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



〔「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像〕

1. ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
2. 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
3. 社会の変化に巧みになら新たな価値を創造することができる人材
4. 自立し、自分らしい生き方を表現するとともに、将来にわたるふるさと鳥取を支えていくことができる人材

●6つの目標と特に力を入りたい25の施策と重点取組



# 目 次

|    |  |    |
|----|--|----|
| I  | 令和6年度施策の重点項目                           | 1  |
| II | 令和6年度鳥取県教育振興基本計画アクションプラン               |    |
|    | 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり                    | 3  |
|    | (1) 社会全体で取り組む教育の推進                     | 3  |
|    | (2) 家庭教育の充実                            | 4  |
|    | (3) 生涯学習の環境整備と活動支援                     | 5  |
|    | 目標2 主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進                  | 6  |
|    | (4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進                 | 6  |
|    | (5) ふるさとキャリア教育の充実                      | 8  |
|    | (6) 幼児教育の充実                            | 9  |
|    | (7) 確かな学力の育成                           | 10 |
|    | (8) 教育DXの推進                            | 12 |
|    | (9) 社会の変革期に対応できる教育の推進                  | 14 |
|    | 目標3 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造         | 15 |
|    | (10) 特別支援教育の充実                         | 15 |
|    | (11) いじめ、不登校等に対する対応強化                  | 17 |
|    | (12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築          | 19 |
|    | (13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開              | 21 |
|    | 目標4 学びを支える教育環境の充実                      | 22 |
|    | (14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進             | 22 |
|    | (15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成    | 23 |
|    | (16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備                 | 25 |
|    | (17) 私立学校への支援の充実                       | 26 |
|    | 目標5 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進          | 27 |
|    | (18) 健やかな心と体づくりの推進                     | 27 |
|    | (19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実           | 28 |
|    | (20) トップアスリートの育成（競技力向上）                | 30 |
|    | (21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実 | 30 |
|    | 目標6 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造           | 31 |
|    | (22) 文化芸術活動の一層の振興                      | 31 |
|    | (23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展                | 32 |
|    | (24) 文化芸術の発展を担う人材の育成                   | 33 |
|    | (25) 文化財の保存、活用、伝承                      | 34 |

令和6年度アクションプラン重点項目一覧

| 目標   |                            | 施策      |                                | 重点項目(教育振興基本計画の項目) |   | 担当課  |
|------|----------------------------|---------|--------------------------------|-------------------|---|--|
| 1    | 社会全体で学び続ける環境づくり            | (1)     | 社会全体で取り組む教育の推進                 | ①                 | 地域の教育力の向上   | 小中学校課<br>高等学校課<br>特別支援教育課<br>社会教育課           |
|      |                            |         |                                | ③                 | 社会教育を推進する人材の育成と団体支援                                     | 社会教育課<br>人権教育課                               |
|      |                            | (2)     | 家庭教育の充実                        | ①                 | 家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実                                     | 社会教育課<br>教育総務課                               |
|      |                            | (3)     | 生涯学習の環境整備と活動支援                 | ①                 | 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進                                    | 社会教育課  |
|      |                            |         |                                | ④                 | 図書館機能の充実  | 図書館  |
| ⑤    | 博物館機能の充実                   | 博物館     |                                |                   |   |  |
| 2    | 主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進          | (4)     | 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進             | ①                 | 道徳教育や人権教育の充実  | 小中学校課<br>人権教育課                               |
|      |                            |         |                                | ②                 | 子どもの読書活動の推進   | 社会教育課<br>図書館                                 |
|      |                            | (5)     | ふるさとキャリア教育の充実                  | ①                 | ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成                            | 小中学校課<br>高等学校課<br>社会教育課                      |
|      |                            |         |                                | ②                 | 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実                          | 小中学校課<br>高等学校課<br>社会教育課                      |
|      |                            | (6)     | 幼児教育の充実                        | ①                 | 「遊びきる子ども」を育む体験活動を通じた幼児教育の充実、幼保小連携・接続の推進                 | 小中学校課  |
|      |                            | (7)     | 確かな学力の育成                       | ①                 | 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成                           | 小中学校課<br>高等学校課                               |
|      |                            |         |                                | ②                 | 学習指導要領を踏まえつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実                       | 小中学校課<br>高等学校課                               |
|      |                            | (8)     | 教育DXの推進                        | ②                 | 端末の利活用の日常化促進による情報活用能力の育成・向上と情報モラルの涵養                    | 教育センター                                       |
|      |                            | (9)     | 社会の変革期に対応できる教育の推進              | ①                 | グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進                                | 小中学校課<br>高等学校課                               |
| 3    | 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造 | (10)    | 特別支援教育の充実                      | ①                 | 発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実                         | 特別支援教育課<br>高等学校課<br>子ども発達支援課                 |
|      |                            |         |                                | ④                 | 医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実                              | 特別支援教育課<br>子ども発達支援課                          |
|      |                            |         |                                | ⑦                 | 手話教育の推進   | 特別支援教育課                                      |
|      |                            |         |                                | ⑧                 | 特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備                              | 特別支援教育課                                      |
|      |                            | (11)    | いじめ、不登校等に対する対応強化               | ①                 | いじめ問題等への取組  | いじめ・不登校総合対策センター<br>人権教育課                     |
|      |                            |         |                                | ②                 | 不登校支援の推進  | いじめ・不登校総合対策センター                              |
|      |                            | (12)    | 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築       | ①                 | 貧困やヤングケアラーなど困難な家庭環境にある子どもに対する支援                         | 人権教育課<br>社会教育課<br>いじめ・不登校総合対策センター            |
|      |                            |         |                                | ②                 | 不登校、高校中退者等への多様な学びの場の提供                                  | いじめ・不登校総合対策センター<br>小中学校課<br>高等学校課<br>総合教育推進課 |
| (13) | 県立夜間中学における自分らしい学びの展開       | ①       | 一人一人の状況に応じた学びの提供               | 小中学校課             |   |  |
|      |                            | ②       | 多様性を生かした学び合いの推進                | 小中学校課             |   |  |
| 4    | 学びを支える教育環境の充実              | (14)    | 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進          | ①                 | 県立高校の魅力化・特色化  | 高等学校課  |
|      |                            |         |                                | ③                 | 学校組織運営体制の充実   | 教育人材開発課                                      |
|      |                            | (15)    | 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成 | ①                 | 魅力ある教員の確保   | 教育人材開発課                                      |
|      |                            |         |                                | ②                 | 教員の資質向上、指導力・授業力の向上                                      | 小中学校課<br>高等学校課<br>特別支援教育課<br>教育センター          |
|      |                            |         |                                | ③                 | 県民に信頼される教職員の育成  | 教育総務課  |
|      |                            | (16)    | 安全、安心で質の高い教育環境の整備              | ④                 | 質の高い教育を提供する基盤となる「教職員集団の協働」と「豊かな教職員人生」を支える学校における働き方改革の推進 | 教育人材開発課<br>体育保健課<br>教育センター<br>教育総務課          |
|      |                            |         |                                | ①                 | 公立学校施設の環境整備   | 教育環境課  |
| (17) | 私立学校への支援の充実                | ②       | 学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築          | 体育保健課             |   |  |
| ①    | 私立学校の振興                    | 総合教育推進課 |                                |                   |   |  |

| 目標   |                           | 施策   |                                   | 重点項目(教育振興基本計画の項目) |  | 担当課                     |                        |       |
|------|---------------------------|------|-----------------------------------|-------------------|--|-------------------------|------------------------|-------|
| 5    | 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進 | (18) | 健やかな心と体づくりの推進                     | ②                 | 子どもの体力・運動能力の向上   | 体育保健課<br>スポーツ課          |                        |       |
|      |                           |      |                                   | ③                 | 健康教育の充実  | 体育保健課                   |                        |       |
|      |                           |      |                                   | ④                 | 食育の推進、安全、安心な学校給食   | 体育保健課                   |                        |       |
|      |                           | (19) | ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実           | ②                 | 少年期(小学校～高等学校)の望ましいスポーツ活動の充実                                  | 体育保健課                   |                        |       |
|      |                           |      |                                   | ④                 | 障がい者スポーツの推進  | スポーツ課<br>特別支援教育課        |                        |       |
|      |                           | (20) | トップアスリートの育成(競技力向上)                | ②                 | 指導者の確保・育成  | スポーツ課                   |                        |       |
|      |                           |      |                                   | ③                 | オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界大会や国民スポーツ大会(国体)・全国障害者スポーツ大会を見据えた取組の実施 | スポーツ課                   |                        |       |
|      |                           | (21) | 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実 | ①                 | 地域の実状に応じたスポーツ・文化芸術活動の環境整備                                    | 体育保健課<br>小中学校課<br>スポーツ課 |                        |       |
|      |                           | 6    | 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造          | (22)              | 文化芸術活動の一層の振興   | ①                       | 文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充   | 文化政策課 |
|      |                           |      |                                   |                   |  | ②                       | 文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保 | 文化政策課 |
| ③    | 障がい者による文化芸術活動の推進          |      |                                   |                   |  | 障がい福祉課<br>特別支援教育課       |                        |       |
| (23) | 美術館整備による文化芸術の創造・発展        |      |                                   | ①                 | 美術館の運営   | 美術館                     |                        |       |
| (24) | 文化芸術の発展を担う人材の育成           |      |                                   | ①                 | 次代の文化芸術の発展を担う人材の育成   | 文化政策課<br>高等学校課          |                        |       |
| (25) | 文化財の保存、活用、伝承              |      |                                   | ①                 | 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成                           | 文化財課<br>文化政策課           |                        |       |
|      |                           |      |                                   | ②                 | 文化財の保存と活用(再発掘・磨き上げ)の推進                                       | 文化財課<br>とっとり弥生の王国推進課    |                        |       |

**目標1 社会全体で学び続ける環境づくり**  
**1-（1）社会全体で取り組む教育の推進**

**<重点施策>**

**① 地域の教育力の向上**

○学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域住民等が学校と育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有しながら課題解決に取り組み、当事者として子どもの育ちに関わる地域とともにある学校づくりを実現する。  
 ○地域学校協働活動の充実や、それらの取組を促進させる地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターの配置等により、学校を核とした地域づくりを推進する。

**② 社会教育を推進する人材の育成と団体支援**

○社会教育の専門知識やファシリテーション、コーディネートのノウハウを学んだ社会教育主事や社会教育士、鳥取県地域コーディネーターの養成と資質向上を図るとともに、関係者のネットワークを構築することにより、地域づくり、人づくり、つながりづくりを進める。  
 ○市町村の社会教育担当者や公民館の職員、地域学校協働活動推進員等に対する研修会の開催、社会教育関係団体への支援や、関係機関と連携した取組の実施等により、社会教育活動の振興を図る。  
 ○学校、家庭、地域等あらゆる場において「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる推進者を養成し、人権尊重の社会づくりを進める。

**<指標>**

| 項目                                       | 目標数値 |
|--|------|
| 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入している学校の割合(幼稚園を除く) | 100% |
| 地域学校協働本部を設置している学校の割合(幼稚園を除く)             | 80%  |

**<関連事業>**

| 事業・取組名                                   | 担当課     | 事業・取組内容   |
|--|---------|---|
| 【拡充】地域学校協働活動推進事業                         | 社会教育課   | 社会総がかりで子どもたちを育むために、公立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する。また学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、地域全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。<br>①学校運営協議会の導入や地域学校協働活動を推進する市町村への財政支援<br>②学校と地域をつなぐコーディネーターの養成や、研修会の開催等による人材育成<br>③地域学校協働活動の取組充実に向けた支援<br>④市町村や学校への助言や研修会等への県職員の派遣等<br>⑤パンフレットや事例集による情報発信<br>⑥【新規】地域学校協働活動スタートアップ事業(中学校トークプログラムの実施等) |
| 【拡充】地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業(コミュニティ・スクールの運営) | 高等学校課   | 地域住民や保護者等が学校運営に直接参画して、学校の目標やビジョンを共有し、学校と一体となって子どもたちを育み、支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用しながら、地域と連携した魅力ある学校づくりを推進する。<br>①コミュニティスクール運営経費<br>②地域と学校をつなぐ地域住民への支援   |
| 【拡充】特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業              | 特別支援教育課 | 地域住民や保護者等が学校運営に直接参画して、学校の目標やビジョンを共有し、学校と一体となって子どもたちを育み、支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を全特別支援学校9校で実施し、学校への支援を行う。<br>①学校運営協議会の開催<br>②全国コミュニティ・スクール研究大会参加<br>③【新規】地域学校協働活動推進校の指定   |
| 県市町村社会教育振興事業                             | 社会教育課   | 県全体の社会教育の推進を図るため、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図るための研修会や、社会教育主事(士)を養成する講座を開催する。  |
| 社会教育関係団体による地域づくり支援事業                     | 社会教育課   | 社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。  |

|  |        |  |
|--|--------|--|
| 人権教育振興事業                               | 人権教育課  | 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針―第3次改訂―」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。<br>①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催<br>②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究<br>③県立学校における教職員、生徒等の人権教育推進活動の支援<br>④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修<br>⑤学校における生命(いのち)の安全教育推進事業<br>子どもたちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動の実施 |
| 人権尊重のまちづくり推進支援事業                       | 人権教育課  | 地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携を図りながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実のための支援(助言)を行う。<br>①人権教育アドバイザー事業<br>②市町村人権教育行政担当者会   |
| 青少年育成推進事業                              | 家庭支援課  | 子どもの自然体験や社会体験等を促進するため、子ども会の活性化のための全県的なイベント開催やネットワークづくりを推進する。<br>・子ども王国わくわく体験隊事業  |
| シン・子育て王国とっとり推進事業<br>シン・子育て王国とっとり本格始動事業 | 子育て王国課 | ・地域の資源や人材を活用しながら、地域全体で子どもの居場所づくりを支援する。<br>・地域全体で子育て応援の機運醸成を図るため、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録・活動促進を行うとともに、子育て応援パスポート事業による子育て当事者の支援、アプリやサイトを通じた情報発信等の施策を展開する。<br>・また、子ども自身が、本県の魅力や子どもへの支援施策等を知り、情報を発信できる子ども専用ウェブサイト運営することで、子どもの本県への愛着を高めるための事業を展開する。   |

## 1-(2) 家庭教育の充実

### <重点施策>

#### ① 家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実

○保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築をめざすなど、家庭教育への支援を充実する。  
○保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業の活動を支援する。  
○子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育てていくため、啓発活動に取り組む。

### <指標>

| 項目  | 目標数値  |     |
|---|-------|-----|
| 多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数(アウトリーチ型の家庭教育支援実施市町村数) | 14市町村 |     |
| 毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合                       | (小6)  | 83% |
|   | (中3)  | 85% |
| 毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合                      | (小6)  | 93% |
|   | (中3)  | 95% |

<関連事業>

| 事業・取組名                             | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------------------------|-------|---|
| とっとりふれあい家庭教育<br>教育応援事業             | 社会教育課 | 核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化等により、家庭教育を支える環境が大きく変化するとともに、児童虐待等の急速な増加など家庭をめぐる問題が複雑化しており、社会全体での支援の必要性が高まっているため、すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育支援の充実を図り、家庭の教育力向上を図る。<br>①市町村が実施する家庭教育支援員の配置、保護者の学習機会の提供等に対する財政支援<br>②「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテーターや家庭教育アドバイザーの派遣<br>③県子ども家庭部と連携した家庭教育関係者向け研修の実施<br>④家庭教育支援チームの情報交換会の開催<br>⑤「とっとり子育て親育ちプログラム」の改訂 |
| 未来とりっこわくわく大作戦<br>～心とからだいきいきキャンペーン～ | 教育総務課 | 子どもたちの望ましい生活習慣の定着の取り組みを進めるため、心とからだいきいきキャンペーンを展開して啓発グッズを配布する。  |

1- (3) 生涯学習の環境整備と活動支援

<重点施策>

① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館、美術館等の地域の社会教育施設の活用を促進する。  
○障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯を通じて、自らの可能性を追求することができ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ、文化等を含めた様々な学習活動の機会の提供、環境の整備及び当該機会の周知に取り組む。

② 図書館機能の充実

○「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」としての機能を充実する。  
○県立図書館と各分野の専門機関におけるタイアップによる相談会・セミナー・講座等の開催や高等教育機関の公開講座との連携など、県民の学習機会の拡大を図るとともに、現代的な課題に対応するための学習機会を積極的に提供する。

③ 博物館機能の充実

○県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進する。  
○県立博物館と学校教育との連携を強化し、子どもたちの体験を通じた学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努める。

<指標>

| 項目                                 | 目標数値    |
|------------------------------------|---------|
| 県立博物館の年間入館者数                       | 11万人    |
| 青少年社会教育施設の年間利用者数(船上山少年自然の家、大山青年の家) | 43,000人 |

<関連事業>

| 事業・取組名                           | 担当課   | 事業・取組内容   |
|----------------------------------|-------|---|
| 社会教育企画費(とっとり県民カレッジ講座の開催)         | 社会教育課 | 県生涯学習センター、市町村、高等教育機関等様々な機関と連携し、ふるさを見つめ直し、地域が抱える課題について考える講座の開催など地域課題に係る県民の主体的な学びと行動を支援する学習機会を提供する。   |
| 生きる力を育むとっとり<br>学校図書館活用教育<br>普及事業 | 図書館   | 就学前から高校まで一貫した学校図書館教育を目指す「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の普及・啓発を図るとともに、学校図書館関係職員の能力向上に資する研修等を実施し、学校全体で行う学校図書館活用教育を推進する。<br>①学校図書館活用教育普及講座<br>②学校司書のためのICTスキルアップ講座<br>③学校図書館司書研修会<br>④学校図書館司書実務研修会<br>⑤鳥取県高校生ビブリオバトル<br>⑥学校図書館支援員派遣・訪問事業 |

|                       |     |  |
|-----------------------|-----|--|
| 【組替】デジタル化時代の知の拠点づくり事業 | 図書館 | <p>利用者の資料利用の利便性を向上させ、地域独自の歴史や文化に関する資料を容易に利用できる環境を整え、次世代に伝え残していくため、図書館の貴重な資料を電子化し広く公開する。</p> <p>①【組替】「鳥取県電子図書館」普及キャラバン<br/> ②資料のデジタル化研修<br/> ③資料のデジタル化の推進<br/> ④スキルアップのための研修及び視察<br/> ⑤デジタルアーカイブシステムの運用・保守</p>  |
| 【組替】仕事と暮らしに役立つ図書館推進事業 | 図書館 | <p>仕事と暮らしに関わる県民と地域の課題解決に向けた情報提供等、県民の情報要求に応えるために、一層の資料充実や機能向上を図るとともに、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったサービスを充実する。</p> <p>①【組替】読書バリアフリー推進・普及のための図書館サービス事業<br/> ②【組替】図書館を活用した「あんしん健康ライフ」応援事業<br/> ③図書館で「すくすく子育て」応援事業<br/> ④豊かな心をはぐくむ子どもの読書応援事業<br/> ⑤【新規】地域を元気にするビジネス支援事業<br/> ⑥【組替】サポートの必要な家庭応援・居場所としての図書館活用推進<br/> ⑦商用データベースの提供<br/> ⑧スキルアップのための専門分野別研修の受講</p> |
| 【拡充】郷土情報発信事業          | 図書館 | <p>郷土資料の収集・保存するとともに、資料の利用促進を図り、紙媒体の収集に加え、郷土関係資料のデータベース化を推進し、後世に郷土資料を継承するための保存・活用を進める。</p> <p>鳥取県出身の文学者及び鳥取県の自然や文化について興味、関心を喚起する資料展や講演会を開催する。県内の関係機関や市町村立図書館、学校図書館と連携し、広く県民へ情報を発信する。</p> <p>①ふるさとの歴史再発見事業<br/> ②郷土文学者情報発信事業<br/> ③「文字・活字文化の日」記念事業<br/> ④【拡充】地域資料データベース等サービス事業</p>   |
| 企画展開催費                | 博物館 | <p>鳥取県の自然・歴史・美術分野の資料、作品、その研究成果等や、世界的・全国的に貴重な作品等について、企画展として広く県民に紹介する。</p> <p>(1) 古代エジプト美術館展(新日本海新聞社他共催)<br/> (2) アートって、なに? ～ミュージアムで過ごす、みる・しる・あそぶの夏やすみ～<br/> (3) ネコ ～にゃんと!クールなハンターたち～<br/> (4) 幕末土佐の天才絵師 絵金</p>  |
| 博物館学習支援事業費            | 博物館 | <p>県民の生涯学習や学校教育を支援するとともに、「ふるさとキャリア教育」を促進するため、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施し、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報を発信する。</p>  |

## 目標2 主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進

### 2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

#### <重点施策>

##### ① 道徳教育や人権教育の充実

○子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図る。  
○子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた実践行動につながる人権教育の充実を図る。

##### ② 子どもの読書活動の推進

○「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進する。

<指標>

| 項目  | 目標数値 |      |
|---|------|------|
| 「参加型」(協力・参加・体験)人権学習に取り組んだ学校の割合                | (小)  | 100% |
|   | (中)  | 100% |
|   | (高)  | 100% |
|   | (特)  | 100% |
| 人権教育を通して育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を指標とした評価を実施した学校の割合 | (小)  | 100% |
|   | (中)  | 100% |
|   | (高)  | 100% |
|   | (特)  | 100% |
| 「読書が好きである」児童生徒の割合                             | (小6) | 73%  |
|   | (中3) | 70%  |
|   | (高2) | 62%  |
| 「一斉読書に取り組む」学校の割合                              | (小)  | 100% |
|   | (中)  | 100% |
|   | (高)  | 75%  |
| 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合                     | (小6) | 85%  |
|   | (中3) | 85%  |

<関連事業>

| 事業・取組名                            | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-----------------------------------|-------|--|
| 道徳教育推進事業                          | 小中学校課 | 特別の教科 道徳及び特別の教科 道徳を要とする全教育活動における道徳教育の指導の充実を図る。   |
| 人権教育振興事業【1-(1)再掲】                 | 人権教育課 | 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針―第3次改訂―」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。<br>①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催<br>②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究<br>③県立学校における教職員、生徒等の人権教育推進活動の支援<br>④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修<br>⑤学校における生命(いのち)の安全教育推進事業<br>子どもたちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動の実施 |
| 【拡充】本の大好きな子どもを育てるプロジェクト           | 社会教育課 | 読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うため、子ども読書アドバイザーを派遣する。また、ポップコンテストの開催などにより子どもたちに本を読むことの楽しさ、大切さを伝えるための体験を提供し、子どもの読書活動の推進を図る。<br>【新規】鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第5次計画を策定する。   |
| 生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業【1-(3)再掲】 | 図書館   | 就学前から高校まで一貫した学校図書館教育を目指す「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」の普及・啓発を図るとともに、学校図書館関係職員の能力向上に資する研修等を実施し、学校全体で行う学校図書館活用教育を推進する。<br>①学校図書館活用教育普及講座<br>②学校司書のためのICTスキルアップ講座<br>③学校図書館司書研修会<br>④学校図書館司書実務研修会<br>⑤鳥取県高校生ビブリオバトル<br>⑥学校図書館支援員派遣・訪問事業  |

<重点施策>

① ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成

○子どもたちが、地域の史跡、自然、まちなみ、建築物、民族芸能、民芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成する。  
 ○子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的の自立に向けた能力や態度を育成するために、地域の大人の多様な価値観を知り、地域や社会への興味関心を高め、郷土を支える人材となるよう取組を進める。  
 ○地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高める。  
 ○ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図る。

② 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実

○各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、高等教育機関等とも連携しながら、探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育む。

<指標>

| 項目  | 目標数値 |     |
|---|------|-----|
| 児童生徒に対して、前年度に、教科等の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合 | (小6) | 93% |
|   | (中3) | 78% |
| 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合                                | (小6) | 82% |
|   | (中3) | 70% |
| 「今住んでいる地域の行事に参加している」児童生徒の割合                                     | (小6) | 80% |
|   | (中3) | 50% |
|   | (高2) | 49% |
| 「地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がある」高校生の割合                                | 66%  |     |
| 「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合                                    | 55%  |     |

<関連事業>

| 事業・取組名                                | 担当課   | 事業・取組内容  |
|---------------------------------------|-------|--|
| 【新規】「とっとり若者Uターン・定住戦略事業」小中高生への地元定着促進事業 | 教育総務課 | 少子化の進行や、高校生の進学志望に対して、県内の高等教育機関が少ないことや、学生の都会志向、就職先の手先志向が強まってきたこと等を要因とし、若者の県外流出が止まらないため、鳥取に愛着を持ち、県外に進学・就職しても鳥取に帰り、鳥取を支える心を持った子ども達を育てていく必要がある。<br>産学官が連携し、若者の意見を踏まえた鳥取に若者を定着させる取組を推進するとともに、ふるさとキャリア教育をさらに進める。<br>①高校入学時から生徒及び保護者に「とりふる」登録を促進<br>②小学生から高校生に県内企業情報を発信<br>③地元企業と連携したインターンシップ、県内企業と普通科高校生徒の交流の実施<br>④高校生による若者定着事業(地域課題研究発表会の開催、高校生自主活動支援)<br>⑤ふるさとキャリア教育CMコンテスト、親子でおしごと体験ツアー、ふるさとキャリア教育フェスティバルの開催 |
| 「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～        | 小中学校課 | 鳥取県に誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたり様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる児童生徒を育成していく「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。<br>つながる・ひろがるプロジェクト:ふるさとキャリア教育の推進校を指定し、コミュニティ・スクールの取組も含めた、地域と連携したふるさとキャリア教育の推進や小中高の連携を密にしたより効果的な実践について研究する。<br>県内修学旅行支援事業・ふるさと鳥取見学(県学)支援事業:市町村(学校組合)立学校が実施する県内修学旅行、県内小学校が実施する社会科見学に要するバス借上費を補助する。   |

|  |                              |   |
|--|------------------------------|---|
| ふるさとキャリア教育充実事業   | 高等学校課                        | 将来、社会的に自立していくために必要な能力や態度を育てるためのふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施する。<br>①ふるさとキャリア教育の研修会<br>②「キャリア教育推進協力企業」認定制度<br>③中学生(2年生)に向けた高等学校理解促進・進路指導資料の作成・配布  |
| 専門高校充実支援事業   | 高等学校課                        | 生徒が自分の将来に明確な目標を持ち、社会人・職業人として自立していけるように、社会のニーズ等を踏まえ、生徒一人ひとりの特性に応じたキャリア発達を促し、進路指導の改善や資格取得の促進を行う。<br>①キャリア発達支援事業(資格取得支援、農業後継者育成支援、就職環境整備)<br>②小学生(5年生)に向けた専門高校紹介チラシ作成・配布   |
| 【組替】県立高校裁量予算学校独自事業   | 高等学校課                        | 学校長が独自性を発揮した学校運営等を行う。   |
| 【組替/新規】地域学校協働活動推進事業(地域学校協働活動スタートアップ事業(中学校トークプログラムの実施等))【1-(1)再掲】 | 社会教育課                        | 地域学校協働活動やふるさとキャリア教育の取組として、中学校トークプログラム等を学校等に紹介し、実施に対する支援を行う。   |
| 【拡充】郷土情報発信事業【1-(3)再掲】  | 図書館                          | 郷土資料の収集・保存するとともに、資料の利用促進を図り、紙媒体の収集に加え、郷土関係資料のデータベース化を推進し、後世に郷土資料を継承するための保存・活用を進める。<br>鳥取県出身の文学者及び鳥取県の自然や文化について興味、関心を喚起する資料展や講演会を開催する。県内の関係機関や市町村立図書館、学校図書館と連携し、広く県民へ情報を発信する。<br>①ふるさとの歴史再発見事業<br>②郷土文学者情報発信事業<br>③「文字・活字文化の日」記念事業<br>④【拡充】地域資料データベース等サービス事業 |
| 博物館学習支援事業費【1-(3)再掲】  | 博物館                          | 県民の生涯学習や学校教育を支援するとともに、「ふるさとキャリア教育」を促進するため、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施し、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報を発信する。  |
| 鳥取県の美しい星空環境を活かした体験活動等推進事業  | 社会教育課                        | 県立青少年社会教育施設が行う主催事業や学校等の受入事業において、天文等に詳しい講師を招いて星空観察を行うとともに、移動式プラネタリウムを実施する。   |
| 児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業   | 社会教育課<br>船上山少年自然の家<br>大山青年の家 | 家庭環境等の違いのため生じる「体験格差」の是正のため、県内児童養護施設及び母子生活支援施設と連携して、船上山少年自然の家・大山青年の家等において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。  |

## 2-(6) 幼児教育の充実

### <重点施策>

#### ①「遊びきる子ども」を育む体験活動を通じた幼児教育の充実、幼保小連携・接続の推進

- 幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、園と小学校との連携・接続を推進する。
- 円滑な幼保小連携・接続に向けて、子どもたちの育ちを中心に据えた対話を通して、幼児期から児童期の子どもの発達を見通しつつ、幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進する。

### <指標>

| 項目                          | 目標数値 |
|-----------------------------|------|
| 架け橋期のカリキュラムに係る園と小学校の協議の実施割合 | 80%  |
| 園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合      | 75%  |
| 園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合      | 90%  |

<関連事業>

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------------|-------|---|
| 【拡充】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 | 小中学校課 | 義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。<br>①幼児教育推進体制強化のための人的整備<br>②幼児教育理解推進・質向上のための取組<br>③保育者の専門性向上のための研修の充実<br>④育ちと学びをつなぐ幼保小接続推進に向けての取組<br>【拡充】第4次鳥取県幼児教育振興プログラムを策定 |

2-(7) 確かな学力の育成

<重点施策>

① 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

○地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高める。  
○様々な体験活動、探究活動、学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成する。

② 学習指導要領を踏まえつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

○全国学力・学習状況調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組みなど、学校でのPDCAサイクルの確立を目指し、子どもたちの個に応じた資質・能力の伸長を図る。  
○とっとり学力・学習状況調査の実施により、学力の伸びや学力を支える力等を継続的に把握し、教育施策や指導の工夫改善を図ることで、子どもたち一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進する。  
○外国語を使って何ができるようになるかを明確にし、言語活動を通じた指導を充実させることで、子どもたちの外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成する。

<指標>

| 項目                                     | 目標数値                                       |                 |
|--|--|-----------------|
| 全国学力・学習状況調査結果の各教科の県平均                  | 小 国語<br>算数<br>理科<br>中 国語<br>数学<br>理科<br>英語 | 全学年全教科で全国平均を上回る |
| 全国学力・学習状況調査結果の各教科の「思考・判断・表現」に関する問題の県平均 | 小 国語<br>算数<br>理科<br>中 国語<br>数学<br>理科<br>英語 | 全学年全教科で全国平均を上回る |
| とっとり学力・学習状況調査結果の各教科の学力レベルを伸ばした児童生徒の割合  | 小 国語<br>算数<br>理科<br>中 国語<br>数学<br>理科<br>英語 | 全学年全教科で65%を上回る  |

|   |  |                   |
|---|--|-------------------|
| 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合                                    | (小6)<br>(中3)<br>(高2)                       | 90%<br>75%<br>76% |
| 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合                               | (小6)<br>(中3)<br>(高2)                       | 74%<br>65%<br>51% |
| 児童生徒に対して、「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」学校の割合                  | (小6)<br>(中3)                               | 90%<br>100%       |
| 児童生徒に対して、「各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた」学校の割合 | (小6)<br>(中3)                               | 85%<br>71%        |
| 児童生徒に対して、「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図った」学校の割合           | (小6)<br>(中3)                               | 90%<br>82%        |
| 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合                       | 80%  |                   |
| 「学校の授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合                                | 小 国語<br>算数<br>理科<br>中 国語<br>算数<br>理科<br>英語 | 全学年全教科で80%を上回る    |
| 高等学校卒業後の進路決定率   | 100%                                       |                   |
| 高等学校卒業者の大学等進学率  | 53%  |                   |
| 難関国公立大学(医学部含む)の合格者数                                       | 120人(医学部を含む)                               |                   |

### <関連事業>

| 事業・取組名             | 担当課     | 事業・取組内容  |
|--------------------|---------|--|
| 学びの改革推進総合プロジェクト    | 小中学校課   | 全国学力・学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査、英語教育実施状況調査及び英検IBA等で明らかになった学力等の課題解決に向けて、学力の伸びや非認知能力との関連性などデータに基づいた分析を行い、個々の児童生徒や学校の状況に応じた授業改善や児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、市町村教育委員会と一体となった学力向上等の施策を進め、鳥取県ならではの一人一人を丁寧に見取り、確実に伸ばす教育を推進する。 |
| 学力向上総合対策推進事業       | 小中学校課   | 鳥取県ならではの、一人一人を丁寧に見取り、確実に伸ばす教育の推進を図る「学びの改革推進総合プロジェクト」をより効果的に展開していくために、小学校及び中学校の授業改善・授業づくりの支援のための校内研修や研究団体の支援を行ったり、県及び市町村の指導主事を対象とした研究協議会等を開催したりすることを通して学校支援体制の強化を図る。  |
| 【拡充】【定数関係】少人数学級の実施 | 教育人材開発課 | 義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったことを受け、本県のめざす子育て環境の一層の充実を図るため、国が実施する少人数学級の動向等を踏まえ、県と市町村の協働によりさらに国より一步先行する形で30人以下学級を学年進行で行い、新たな少人数学級の体制を構築する。                                    |
| 探究的な学び推進事業         | 高等学校課   | 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにアクティブ・ラーニング型授業を推進し、生徒の「協働して学ぶ態度」を育むとともに探究活動の充実を図ることで生徒の「思考力・判断力・表現力」を伸長する。<br>①「主体的・対話的で深い学び」教員スキルアップ事業<br>生徒に必要な思考力・判断力・表現力や学ぶ態度の育成に取り組む教員の指導力向上のための教員研修<br>②生徒の思考力・判断力・表現力の強化のためのハイレベル講座   |

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 【拡充/組替】高等教育機関と連携した学力向上事業                | 高等学校課 | 学校の枠を超えた連携を深め、大学教員等の指導助言を受けることで、教員の教科指導力の向上に取り組むことにより、授業改善を一層進める。また、生徒同士が切磋琢磨しながら、進路実現に向けて学習意欲を高め、学力の向上を図る。<br>①「科学の甲子園」鳥取県大会の開催<br>・アドバイザーとして大学教員が参加<br>②県立高校と県内大学との教員相互派遣協定に基づく交流事業<br>・大学教員による高校での授業等<br>③【組替】学校連携チャレンジサポート事業(県立高校裁量予算学校独自事業から)<br>④【新規】原子力・エネルギー教育支援事業<br>・国の原子力交付金を活用し、エネルギーの実験器具を購入 |
| 小中高校生への地元定着促進事業(とっとり夢プロジェクト事業)          | 高等学校課 | 創造力やチャレンジ精神を持った、県内の高校生の自由な発想での主体的な企画、活動を支援し、学校や地域の活性化につなげる。   |
| 「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～【2-(5)再掲】 | 小中学校課 | 鳥取県に誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたり様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる児童生徒を育成していく「ふるさとキャリア教育」の充実を図る。<br><br>つながる・ひろがるプロジェクト:ふるさとキャリア教育の推進校を指定し、コミュニティ・スクールの取組も含めた、地域と連携したふるさとキャリア教育の推進や小中高の連携を密にしたより効果的な実践について研究する。<br>県内修学旅行支援事業・ふるさと鳥取見学(県学)支援事業<br>市町村(学校組合)立学校が実施する県内修学旅行、県内小学校が実施する社会科見学に要するバス借上費を補助する。       |
| ふるさとキャリア教育充実事業【2-(5)再掲】                 | 高等学校課 | 将来、社会的に自立していくために必要な能力や態度を育てるためのふるさとキャリア教育をすべての県立高校で実施する。<br>①ふるさとキャリア教育の研修会<br>②「キャリア教育推進協力企業」認定制度<br>③中学生(2年生)に向けた高等学校理解促進・進路指導資料の作成・配布  |
| 専門高校充実支援事業【2-(5)再掲】                     | 高等学校課 | 生徒が自分の将来に明確な目標を持ち、社会人・職業人として自立していけるように、社会のニーズ等を踏まえ、生徒一人ひとりの特性に応じたキャリア発達を促し、進路指導の改善や資格取得の促進を行う。<br>①キャリア発達支援事業(資格取得支援、農業後継者育成支援、就職環境整備)<br>②小学生(5年生)に向けた専門高校紹介チラシ作成・配布   |
| 【組替】県立高校裁量予算学校独自事業【2-(5)再掲】             | 高等学校課 | 学校長が独自性を発揮した学校運営等を行う。   |

## 2-(8) 教育DXの推進

### <重点施策>

#### ① 端末の利活用の日常化促進による情報活用能力の育成・向上と情報モラルの涵養

○学校、家庭における日常的な端末の利活用を促進し、児童生徒が自ら問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したり、持続可能な社会の創り手となることのできるような情報活用能力を育成する。  
○地域、家庭と連携を図りつつ、学校において発達段階に応じた情報モラル教育等を充実させ、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、危機を回避しながら情報を正しく安全に利用できるような判断力や態度を育成する。

### <指標>

| 項目  | 目標数値 |
|---|------|
| 児童生徒のICT活用を指導する能力(学校における教育の情報化の実態等に関する調査「大項目C」の評価に1をつける教員の割合) | 0.3% |

|  |  |
|--|--|
| 総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合 | 全校種82%                                     |
| PC・タブレットなどのICT機器を、ほぼ毎日使用している児童生徒の割合                            | 全校種60%                                     |
| 1人1台端末を毎日持ち帰り家庭で利用できるようにしている学校の割合                              | 全校種55%                                     |
| クラウド(保護者連絡、アンケート、会議のオンライン等)を活用した校務改善に取り組んでいる学校の割合              | (小) 100%<br>(中) 100%<br>(高) 80%<br>(特) 80% |

### <関連事業>

| 事業・取組名               | 担当課    | 事業・取組内容   |
|----------------------|--------|---|
| DXを駆使した学力向上事業        | 小中学校課  | GIGAスクール構想がスタートして5年目となり、引き続き、今までの教育実践とICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すようなICTの効果的な活用を推進するとともに、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す。<br>○学びの創造先進校<br>○学びの創造先進地域<br>○ICT活用教育推進校<br>○民間企業と連携した先進的なプログラミング教育(出前授業)  |
| GIGAスクール運営支援センター事業   | 教育センター | 県と市町村が参加する「GIGAスクール推進協議会」を設置し、県内の自治体間の端末利活用状況などの格差を是正するための方策を検討しながら、県全体の更なる子どもの学びのDX化の実現を目指す。また、令和4年度に開設した「GIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)」を継続し、専門性の高い支援を安定的に提供するとともに、強固な支援体制を構築し、県全体の端末活用の底上げを図る。   |
| 【拡充】ICT環境整備事業        | 教育センター | 県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、パソコン、液晶プロジェクター等の情報環境を整備する。<br>また、県内公立学校の情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワーク(Torikyo-NET)において、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。<br>文部科学省CBTシステム(MEXCBT)で鳥取県独自の課題を作成し、自動採点された結果をプラットフォームに表示する等データを活用することで、自律的に学習できるシステムの開発と活用を図る。 |
| 学習端末を活用した不登校未然防止対策事業 | 教育センター | 児童生徒端末から日々入力される各種教育データを効果的に活用することで、児童生徒の心情の変化や自己肯定感等を把握するとともに、早期に児童生徒理解に基づく適切な支援を行い、不登校の未然防止につなげる環境の構築と学校現場での効果測定を行い、教育の質的向上に向けた今後の学校教育環境整備に資するモデルを構築する。  |
| 高等学校校務システム管理運営事業     | 教育センター | 学校業務の効率化と利便性を高めるために県立高校の学事支援システム及び図書管理システムの運用等を行う。  |
| 【拡充】ICT活用推進事業        | 高等学校課  | 県立高校において、GIGAスクール構想及び1人1台端末(BYAD)の展開に伴い、生徒の思考力・判断力・表現力、情報活用能力を高め、課題解決等の探究活動にデータ活用やSTEAM教育、PBL等の取組を通じた人材育成に寄与するため、ICT機器を活用した学びの質的転換を図るとともに、効果的にICTを活用した授業等の質的向上を目指した教員の支援や研修を行う。<br>①ICT支援員派遣事業<br>②ICT活用教育アドバイザー事業<br>③モデル校での教育用端末整備<br>④【拡充】遠隔授業の研究                        |

|                         |         |   |
|-------------------------|---------|---|
| 【拡充】特別支援教育におけるICT教育充実事業 | 特別支援教育課 | <p>ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。また、同時双方向通信が可能なICT機器や分身ロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を推進し、学習機会の保障とともに円滑な学校復帰を進める。</p> <p>①特別支援学校ICT支援員派遣事業<br/>②特別支援教育におけるICTを活用した学びの実践事業<br/>③[新規]1人1台端末を生かした特別支援教育におけるICT活用推進事業<br/>④特別支援学校ICT学習(eラーニング)を活用した学びのプロジェクト<br/>⑤病気療養児の遠隔教育支援事業</p> |
| インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業 | 社会教育課   | <p>保護者と子どもたちに対し、インターネット、電子メディア機器とのよりよい接し方について教育啓発を行う。</p> <p>①PTAと連携した保護者向け研修会等の開催<br/>②電子メディアとの付き合い方学習ノートの作成・配布<br/>③幼稚園や保育所、地域で開催される学習会等にケータイ・インターネット教育推進員を派遣<br/>④情報モラル、メディアリテラシー、デジタル・シティズンシップに詳しい地域等の人材を学校に派遣し、児童生徒への啓発授業と教職員研修、保護者研修を実施。また、メディアリテラシー、デジタル・シティズンシップ等の指導ができる者の育成を図る養成講座を実施。<br/>⑤SNSトラブルから子どもを守る合言葉「とりのからあげ」等を活用した啓発事業の実施</p>     |

2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

<重点施策>

① グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進

○国際的な視野を持ち、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界の構築に貢献できる、探究心・知識・思いやり・挑戦心に富んだ若者を育成する国際バカロレア教育を推進することにより、思考の枠組みを学ぶ世界基準の学びを提供し、探究活動、グループディスカッション、プレゼンテーション等を通じて高度な論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力等を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図る。

○児童・生徒の英語による発信力の向上を図ることや生涯にわたって外国語の習得に継続して取り組もうとする態度の育成のため、教員の指導力向上や児童生徒が実際に英語によるコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進する。

② 社会の形成者として必要な力の育成

○学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科等を中心としながら、各教科等、教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育を推進する。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実する。

○消費生活、法律、経済・金融等に関する実務経験者を外部講師として活用しながら、主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育を推進する。

<指標>

| 項目                         | 目標数値 |      |
|----------------------------|------|------|
| 英検準1級以上等の英語力を有する英語科教員の割合   | (高)  | 100% |
|                            | (中)  | 42%  |
| 英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合    | 52%  |      |
| 英検2級程度以上の英語力を有する高校生(高3)の割合 | 25%  |      |
| 英検3級程度以上の英語力を有する中学生の割合     | 52%  |      |

<関連事業>

| 事業・取組名                          | 担当課   | 事業・取組内容  |
|---------------------------------|-------|--|
| 世界に羽ばたく人材育成事業(グローバル・リーダーズキャンパス) | 高等学校課 | 世界トップクラスの大学である米国スタンフォード大学と連携し、インターネットを活用した県内高校生向けのライブ遠隔講座を開設することにより、幅広い国際感覚を身につけ、実践的な英語力をさらに伸ばすとともに、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志を持った人材の育成を図る。 |

|                               |       |  |
|-------------------------------|-------|--|
| 学びの改革推進総合プロジェクト(外国語指導助手等充実事業) | 高等学校課 | グローバル社会において、新学習指導要領の趣旨にもとづいた英語教育の充実を図るため、生徒の英語力の向上、教員の英語力・指導力の向上に係る各種取組を行う。<br>①英語教員等の指導力向上研修<br>②外国語指導助手(ALT)の指導力等向上研修会<br>③外国語指導助手(ALT)の配置   |
| 探究的な学び推進事業【2-(7)再掲】           | 高等学校課 | 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにアクティブ・ラーニング型授業を推進し、生徒の「協働して学ぶ態度」を育むとともに探究活動の充実を図ることで生徒の「思考力・判断力・表現力」を伸長する。<br>①「主体的・対話的で深い学び」教員スキルアップ事業<br>生徒に必要な思考力・判断力・表現力や学ぶ態度の育成に取り組む教員の指導力向上のための教員研修<br>②生徒の思考力・判断力・表現力の強化のためのハイレベル講座   |
| 学びの改革推進総合プロジェクト【2-(7)再掲】      | 小中学校課 | 全国学力・学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査、英語教育実施状況調査及び英検IBA等で明らかになった学力等の課題解決に向けて、学力の伸びや非認知能力との関連性などデータに基づいた分析を行い、個々の児童生徒や学校の状況に応じた授業改善や児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、市町村教育委員会と一体となった学力向上等の施策を進め、鳥取県ならではの一人一人を丁寧に見取り、確実に伸ばす教育を推進する。 |

### 目標3 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造

#### 3-(10) 特別支援教育の充実

##### <重点施策>

##### ① 発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実

○園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別的教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。小学校、中学校、義務教育学校における通級指導教室の拡充及び市町村の実情に即した体制整備並びに高等学校における自校通級以外の実施形態の検討を進める。  
○全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力を高めるための取組を推進する。

##### ② 医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実

○医療的ケア児が多様な学びの場で安全に教育を受けることができる支援体制を充実させるとともに、医療的ケア実施に係る保護者の負担軽減を図る。

##### ③ 手話教育の推進

○鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話言語技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣等を通して、教育面における手話に関する取組の充実を進める。  
○鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」などの学習教材の活用を図る。

##### ④ 特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備

○障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努める。  
○本県の障がいのある子どもの教育の更なる充実に向けて、全県的、中長期的な視点に立って、今後の鳥取県の特別支援教育の在り方を明確に示し、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上など計画的に特別支援教育を推進する。

##### <指標>

| 項目                                   | 目標数値 |
|--------------------------------------|------|
| 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上(特別支援学校教員)  | 95%  |
| 該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上(特別支援学級教員)  | 40%  |
| 特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の就職率(就職希望者に対する割合) | 100% |
| 特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の(1年後)職場定着率       | 88%  |

|                    |     |      |
|--------------------|-----|------|
| 学校における手話に関する取組の実施率 | (小) | 100% |
|                    | (中) | 100% |
|                    | (高) | 100% |
|                    | (特) | 100% |

<関連事業>

| 事業・取組名                   | 担当課     | 事業・取組内容   |
|--------------------------|---------|---|
| 特別支援教育専門性向上事業            | 特別支援教育課 | <p>特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。</p> <p>①全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業<br/>②病弱教育推進事業<br/>③発達障がい理解促進のための教職員研修<br/>④大学等長期派遣事業<br/>⑤医療的ケア専門性向上事業<br/>⑥特別支援学校教育職員免許保有率向上事業<br/>⑦特別支援学校センター的機能充実事業 など</p>  |
| 特別支援教育充実事業               | 高等学校課   | <p>平成30年度からの「高校における通級による指導」制度の開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)として、特別支援教育コーディネーターを配置する。巡回型の通級教室の必要性や実施に向けた研究を行う。</p> <p>また、設置校以外の県立高校をアプローチ校として、高校生が社会的自立を目的にした発達段階にあることから、障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施するとともに、これまでの事業で培った関係機関とのネットワークをもとに、効果的なチーム支援を実践する。</p> <p>①「高校における通級による指導」の実践・研究<br/>②自己理解・他者理解のための実践・研究<br/>③鳥取県高等学校特別支援教育研修会<br/>④手話言語授業への派遣</p> |
| 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業 | 特別支援教育課 | <p>障がいのある生徒が「働きたい」という願いや夢を実現させ、生涯にわたり社会の中で自分らしく豊かに生きるため、関係機関と連携した支援体制の構築を図る。</p> <p>①県版特別支援学校技能検定<br/>②就労促進セミナー事業<br/>③職業教育スキルアップ事業<br/>④就労定着支援事業<br/>⑤福祉セミナーの開催</p>  |
| 手話で学ぶ教育環境整備事業            | 特別支援教育課 | <p>ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話言語への理解が深まるよう、教育面における手話言語に関する環境整備の充実を図る。</p> <p>(1)鳥取聾学校における取組<br/>①聴覚障がい基礎研修会、聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催<br/>②手話講座等の開催及び参加経費助成<br/>③手話技能検定資格取得促進<br/>④手話通訳者の派遣</p> <p>(2)地域における取組<br/>①ICTを活用した手話/パワーアップ事業(「手話チャレ」)<br/>②手話普及コーディネーター(3名)・手話普及支援員の配置<br/>③鳥取聾学校教職員による出前講座の開催<br/>④教職員の手話技能検定助成制度</p>                         |

|                              |          |   |
|------------------------------|----------|---|
| 特別支援学校通学支援事業                 | 特別支援教育課  | <p>県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。</p> <p>①県立特別支援学校通学バス運行管理事業<br/>②特別支援学校児童生徒通学等支援事業(市町村等への通学支援交付金/通学支援員/自立支援員など)</p>               |
| 特別支援教育充実費                    | 特別支援教育課  | <p>児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図る。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。</p> <p>①就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣)<br/>②特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動)など</p> |
| あいサポート推進事業                   | 障がい福祉課   | <p>あいサポート運動を県民全体で取り組むことを目指し、継続して県民全般への普及啓発を図る中、障がい者への理解促進講座を開催するなど、障がいに対する理解の促進を重点的に展開する。</p> <p>①あいサポート運動に係る各種研修の実施<br/>②あいサポート運動の更なる推進に向けた取組(他県との連携、あいサポート企業・団体の認定、障がい当事者理解講座の実施など)<br/>③ヘルプマークの普及促進・啓発</p>   |
| 医療的ケア児総合支援事業                 | 子ども発達支援課 | <p>医療的ケア児とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整える。</p>   |
| きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業 | 子ども発達支援課 | <p>きこえない・きこえにくい子の早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。</p>   |

### 3-(11) いじめ、不登校等に対する対応強化

#### <重点施策>

##### ① いじめ問題等への取組

○いじめ問題に関する行政説明会(悉皆研修)や教職員研修などを通して、いじめ防止対策推進法に基づいた適切な取組を推進する。

○教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた組織的な取組を強化する。

##### ② 不登校支援の推進

○学校における諸課題改善プロジェクトの中の「いじめ・不登校等対策連携会議」による市町村教育委員会、関係課、教育局と連携した取組を実施する。

○不登校支援ガイドブック「あしたも、笑顔で」の周知と学校の支援体制づくりに係る研修会を実施する。

○校内サポート教室の整備、学校生活適応支援員の配置による一人一人の困り感に合わせたきめ細かな支援を行う。

<指標>

| 項目   | 目標数値   |
|--|--|
| 不登校の出現率  | (小) 全国平均を下<br>回るとともに、<br>(中) 前年度数値<br>(高) から低減 |
| 学校内外の機関において相談・指導等を受けた児童生徒数の割合                            | 全国調査同項目数値を上<br>回る                              |
| 不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合              | 80%以上  |
| 学校いじめ防止基本方針の点検を実施した学校の割合                                 | (小) 100%<br>(中) 100%                           |
| 「いじめが解消しているもの」の割合  | 全国平均を上回る                                       |
| 不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合 | 前年度数値を上回る                                      |

<関連事業>

| 事業・取組名                     | 担当課             | 事業・取組内容  |
|----------------------------|-----------------|--|
| 【拡充】不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 | いじめ・不登校総合対策センター | 不登校児童生徒が、教室以外の場に居場所や学びの場を求めたときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスできる場の確保と支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、安心して学校生活が過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。<br>①学校生活適応支援員の配置(県内公立小学校20校)<br>②スクールカウンセラーの配置と研修<br>③臨床心理士等の緊急支援(児童生徒に影響する重大事案が発生した際に臨床心理士等を派遣し、心のケアなどの緊急支援を行う。)<br>④学校における諸課題改善プロジェクト(小中学校におけるいじめ、暴力等の問題解決及び不登校支援の充実のため、研修の機会やアドバイザーの助言が受けられる機会を設定する。)<br>⑤校内サポート教室の設置(県内公立中学校15校)<br>⑥児童生徒等への自宅学習支援(自宅学習支援員によるICTを活用した学習支援)<br>⑦高校生年代への訪問支援・居場所支援(県内3箇所の「ハートフルスペース」で高校に在籍する不登校(傾向)生徒や高校中途退学者等に訪問支援や居場所支援等を行う。) |
| いじめ防止対策推進事業                | いじめ・不登校総合対策センター | いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。<br>①鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(2回)<br>②いじめ相談窓口(休日・夜間ヤングケアラーに係る相談含む)<br>③いじめ問題調査委員会<br>④子どもの悩みサポートチーム支援<br>⑤児童生徒を対象としたいじめ防止啓発作品(缶バッジデザイン)コンクール<br>⑥全公立学校の生徒指導担当等を対象とした、いじめ問題への取組強化を図るための悉皆研修の開催<br>⑦SNSを活用したいじめの通報システム  |
| スクールソーシャルワーカー活用事業          | いじめ・不登校総合対策センター | 社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)の市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施するとともに、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。<br>①SSW市町村補助金<br>②SSW資質向上研修(3回)<br>③連絡協議会の開催(2回)<br>④スーパーバイザーの配置  |

|                   |                 |   |
|-------------------|-----------------|---|
| 教育相談事業            | いじめ・不登校総合対策センター | <p>幼児児童生徒等の教育上の問題や、発達、障がい等に関する学習及び生育上の課題について、園や学校等教育現場の実状をよく知る相談員及び専門指導員、専門医が、本人、保護者、学校関係者等の相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。</p> <p>①指導主事・相談員による教育相談<br/>②専門指導員による教育相談及び個別支援<br/>③専門医による教育相談会（東中西部地区毎に月1～2回実施）<br/>④心理検査用具の貸出<br/>⑤読み書き支援プログラムの実施</p>   |
| 【組替】いじめ問題支援事業     | 高等学校課           | 心理検査を実施することにより、学校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人一人への適切な対応を図る。  |
| 人権教育振興事業【1-(1)再掲】 | 人権教育課           | <p>自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」を周知するとともに、人権教育で「育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。</p> <p>①人権教育に携わる教職員に対する研修会や研究協議会の開催<br/>②学校、地域が抱える人権教育推進上の課題解決に向けた取組を研究<br/>③県立学校における教職員、生徒等の人権教育推進活動の支援<br/>④人権教育プログラム集を活用した人権教育を推進する学校の支援、ファシリテータの派遣・研修<br/>⑤学校における生命（いのち）の安全教育推進事業</p> <p>子どもたちを性暴力の加害者にさせない、被害者にさせない、傍観者にさせないための教育・啓発活動の実施</p> |

3-(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

<重点施策>

① 貧困やヤングケアラーなど困難な家庭環境にある子どもに対する支援

○経済的な理由により修学を断念する子どもが生じないよう、奨学金の貸与、高校生等奨学給付金の給付、高等学校等就学支援金の支給、高校における授業料等の減免等の修学支援を行う。  
○大学生や元教員など地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に助成し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもたちを支援する。

② 不登校、高校中退者等への多様な学びの場の提供

○高校生の不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年の学校復帰や社会参加に向けた支援を推進するため、関係機関と連携して、支援を必要としている方の潜在的ニーズの把握に努めるとともに、県内3カ所に設置している鳥取県教育支援センター（ハートフルスペース）の周知を行い、相談体制や訪問型（アウトリーチ型）支援、ICT等を活用した不登校児童生徒に対する学習支援を充実する。  
○中学校卒業時や高等学校等中退時に進路が決まっていない者については、保護者同意のもと、市町村と情報共有を図り、学校教育からの切れ目のない支援の充実を図る。  
○国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進める。  
○不登校等の児童生徒に対する多様な場を確保するため、フリースクールへの運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用の支援等を行う。

<指標>

| 項目                                   | 目標数値    |
|--------------------------------------|---------|
| 育英奨学資金の現年調定（現在の会計年度における歳入の徴収決定額）の返還率 | （高） 94% |
|                                      | （大） 98% |

<関連事業>

| 事業・取組名                     | 担当課      | 事業・取組内容  |
|----------------------------|----------|--|
| 子どもの貧困対策総合支援事業             | 家庭支援課    | 子どもの貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの学習支援事業に取り組む市町村等を支援する。<br>①学習支援充実事業<br>以下の事業等に取り組む市町村に対し、経費の一部を助成するとともに、県、市町村の教育委員会や福祉部局、社協など子どもの貧困対策にかかる関係者による連絡会、学習支援の取り組み先進地の講師による講演会を実施する。<br>・教育委員会が実施する「地域未来塾」事業<br>・生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯への学習支援事業（一般世帯の子どもも含めた実施の場合）<br>・放課後児童クラブにおける生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯への学習支援<br>②子どもの居場所づくり事業<br>食事提供や学習支援等を行う子どもの居場所づくりに取り組む市町村や、行政と連携した取組を行う民間団体に対し、立ち上げ経費や運営経費を支援する。 |
| ヤングケアラー支援強化事業              | 孤独・孤立対策課 | 18歳未満の子どもが家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについて、早期発見し、早期支援に向けた取組を実施する。<br>①リーフレット、SNS等を活用し、子どもに対してヤングケアラーであることの気づきや相談を促す。<br>②各児童相談所に相談窓口を設置。<br>③支援体制を検討するための支援機関等による対策会議の開催。<br>④フォーラムや研修会を開催し、県民や支援者に対して普及啓発と支援力の向上を図る<br>⑤ピアサポート（SNS相談窓口の設置）の実施やヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうオンラインサロンを開催（国のモデル事業を活用）。  |
| 子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業     | 家庭支援課    | 家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供に加えて、専門職によるアセスメント、関係機関へのつなぎを行なう拠点づくりに取り組む市町村に対して、運営費を助成する。  |
| ひとり親家庭生活支援事業（ひとり親家庭学習支援事業） | 家庭支援課    | ひとり親家庭の児童の学習を支援するために、ひとり親家庭の児童を集め、大学生等の学習支援員による学習支援を実施する市町村への補助を行う。  |
| 生活困窮者に係る総合支援事業（学習支援事業）     | 福祉保健課    | 貧困の連鎖の防止のため、生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う。（福祉事務所設置自治体として所管している大山町において実施。）   |
| 高校生等通学費助成事業                | 家庭支援課    | 県内の高等学校等へ通学する者に助成する市町村に対して支援することにより、通学費用を理由に、子どもたちが高等学校での希望する学びを諦めることがないよう支援する。  |
| 育英奨学事業                     | 人権教育課    | 経済的理由で修学が困難な生徒に奨学金を貸与する。   |
| 地域学校協働活動推進事業（「地域未来塾」の推進）   | 社会教育課    | 大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に対して助成し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等の学習環境を整備・保障する。   |

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| <p>【拡充】不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業【3-(11)再掲】</p> | <p>いじめ・不登校総合対策センター</p> | <p>不登校児童生徒が、教室以外の場に居場所や学びの場を求めたときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスできる場の確保と支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、安心して学校生活が過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。</p> <p>①学校生活適応支援員の配置(県内公立小学校20校)<br/>②スクールカウンセラーの配置と研修<br/>③臨床心理士等の緊急支援(児童生徒に影響する重大事案が発生した際に臨床心理士等を派遣し、心のケアなどの緊急支援を行う。)<br/>④学校における諸課題改善プロジェクト(小中学校におけるいじめ、暴力等の問題解決及び不登校支援の充実のため、研修の機会やアドバイザーの助言が受けられる機会を設定する。)<br/>⑤校内サポート教室の設置(県内公立中学校15校)<br/>⑥児童生徒等への自宅学習支援(自宅学習支援員によるICTを活用した学習支援)<br/>⑦高校生年代への訪問支援・居場所支援(県内3箇所の「ハートフルスペース」で高校に在籍する不登校(傾向)生徒や高校中途退学者等に訪問支援や居場所支援等を行う。)</p> |
| <p>スクールソーシャルワーカー活用事業【3-(11)再掲】</p>          | <p>いじめ・不登校総合対策センター</p> | <p>社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)の市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施するとともに、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。</p> <p>①SSW市町村補助金<br/>④SSW資質向上研修(3回)<br/>③連絡協議会の開催(2回)<br/>④スーパーバイザーの配置</p>   |
| <p>外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業</p>                 | <p>小中学校課</p>           | <p>母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。</p> <p>①帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業<br/>②外国人児童生徒等への支援に係る研修会の開催<br/>③外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修への派遣</p>  |
| <p>不登校対策事業(フリースクールへの支援・通所経費等の負担軽減)</p>      | <p>総合教育推進課</p>         | <p>民間(私立学校等)のノウハウを活用しながら児童生徒、保護者のニーズに応え選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援する。</p>   |

3-(13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開

<重点施策>

① 一人一人の状況に応じた学びの提供

○生徒一人一人の願いやこれまでの学びの経験に合った学習計画を立て、「学びたい気持ち」に寄り添い、安心して学習できる環境を提供する。

② 多様性を生かした学び合いの推進

○お互いの存在を認め合い、ともに学び合う仲間とのつながりを大切にしたい学びを推進する。

<関連事業>

| 事業・取組名             | 担当課   | 事業・取組内容                   |
|--------------------|-------|---------------------------|
| 【新規】県立まなびの森学園運営管理費 | 小中学校課 | 県立まなびの森学園の運営及び維持管理に要する経費。 |

**目標4 学びを支える教育環境の充実**

**4-(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進**

**<重点施策>**

**① 県立高校の魅力化・特色化**

○「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」(平成28年3月策定:平成31年度から令和7年度までの方針)や、令和6年3月策定の「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針(令和8年度～令和17年度)」に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、教育目的や地域性、地理的環境等を考慮したうえで教育効果が最大限発揮できる特色ある新しい姿の高等学校を設置するため、再編・統合も含めて段階的に計画を策定する。

○各学校の存在意義や、各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を示したスクール・ミッションと、学校の教育活動を行ううえでの指針となるスクール・ポリシーに基づき、各校の魅力化・特色化をより一層推進するとともに、本県教育施策に係る目標の達成を図る。

○特に中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、さらなる魅力化を進める。

**② 学校組織運営体制の充実**

○多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指す。

○国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、これまでの成果を検証しながら、少人数学級の取組を進める。

**<指標>**

| 項目                          | 目標数値                 |
|-----------------------------|----------------------|
| 県立高等学校(全日制課程)の定員に対する入学者数の割合 | 全ての県立高等学校で定員の70%を上回る |
| 県外からの県立高等学校入学者数             | 前年度を上回る              |
| 入学した高等学校に満足している高校生の割合       | 前年度を上回る              |

**<関連事業>**

| 事業・取組名               | 担当課   | 事業・取組内容  |
|----------------------|-------|--|
| 国際バカロレア教育推進事業        | 高等学校課 | 令和5年度に一期生が入学し、令和6年度から授業が本格的にスタートする倉吉東高校の国際バカロレア教育の推進に向けて、引き続き学習環境の整備及び指導する人材の育成を進め、県内外に向けて倉吉東高校IB教育の認知を広げるために広報活動等を随時行う。<br>①学習教材機器整備、海外大学進学等進路指導<br>②広報活動(説明会の開催、YouTubeビデオ、デジタルパンフレット作成等)<br>③教員スキルアップ(先行認定校への視察、ワークショップ参加等)                                     |
| 【新規】つながるひろがる高校魅力充実事業 | 高等学校課 | 生徒数減少が進む主に中山間地域の高校について、地域と連携しながらそれぞれの魅力・特色の充実、向上を図るとともに、地域と協働して県外生徒等を受け入れるための住環境を整備することで、県内外からの入学生を増加させ、学校・地域の活性化を図る。また、専門高校、総合学科高校についての魅力を発信し、入学者を増加させるとともに地域産業の担い手を育成する。<br>①県外生徒募集推進<br>②地域との連携による住環境整備推進<br>③出かける高校魅力発信(出張体験入学)<br>④専門高校魅力化推進(鳥取工業、米子南、境港総合技術) |

|                             |         |   |
|-----------------------------|---------|---|
| 【拡充】地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業    | 高等学校課   | <p>生徒数の減少が進む主に中山間地域の高校について、地域と連携しながらそれぞれの魅力・特色の充実、向上を図ることで、県内外からの入学生を増加させ、学校・地域の活性化を図る。</p> <p>併せて、「令和新時代の県立高等学校教育の在り方基本方針(令和8年度～令和17年度)」に基づき、実施計画(基本計画)を策定する。</p> <p>①【拡充】地域みらい留学への参加<br/> ②【拡充】県外等生徒受入れ環境整備事業<br/> ③SNSを活用した魅力発信<br/> ④【拡充】高校魅力化推進事業(青谷、岩美、智頭農林、倉吉農業、鳥取中央育英、日野)<br/> ⑤コミュニティスクール運営経費<br/> ⑥地域と学校をつなぐ地域住民への支援<br/> ⑦高校のあり方実施計画(基本計画)策定</p> |
| 【拡充】【定数関係】少人数学級の実施【2-(7)再掲】 | 教育人材開発課 | <p>義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったことを受け、本県のめざす子育て環境の一層の充実を図るため、国が実施する少人数学級の動向等を踏まえ、県と市町村の協働によりさらに国より一步先行する形で30人以下学級を学年進行で行い、新たな少人数学級の体制を構築する。</p>  |

#### 4-(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

##### <重点施策>

##### ① 魅力ある教員の確保

○オンラインを含む各種説明会やSNS等のメディアを活用したプロモーション活動により、鳥取県で教員になることの魅力等を志願者目線で情報発信することで、志願者の確保に取り組む。

○高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力に触れる機会を設け、教職志向の高い学生を育成するとともに、育成から教員採用まで一つのベクトル上に乗るような取組の構造化を図ることで、将来鳥取県で教員になる人材を育成する。

##### ② 教員の資質向上、指導力・授業力の向上

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組む。

○教員が自身のキャリアステージに応じて主体的に必要な学びが得られるように、指標を踏まえ、研修履歴を活用した研修受講の奨励に取り組む。

○エキスパート教員による積極的な授業の公開や研修会の実施などにより、優れた指導技術等を広め、教員の授業力の向上を図る。

○外部講師の派遣や授業研究等の機会を通じ、最新の知見を取り入れた授業手法の実践について学ぶとともに、これを広く公開することで児童生徒の「思考力・判断力・表現力等」を育成する授業改善の全県的な普及を図る。

○とっとりメンター方式で行う初任者研修の組織体制を活用して校内OJTを進め、若手教員やミドルリーダーをはじめ、学校組織全体での人材育成の推進を図る。

##### ③ 県民に信頼される教職員の育成

○教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築する。

##### ④ 質の高い教育を提供する基盤となる「教職員集団の協働」と「豊かな教職員人生」を支える学校における働き方改革の推進

○「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、各校種の長時間勤務となる要因や特徴を踏まえ、学校業務カイゼン活動推進検討会における検討等を通して業務削減や効率化に向けた取組を進め、教職員の負担軽減、多忙解消を図る。

○校務DXを推進し、保護者連絡、出欠連絡等のデジタル化、教職員の情報共有、テスト採点の自動化、オンライン会議の開催等により業務の効率化・改善を図るとともに、教育データをもとにした新たな知見の創出や効果的な指導等により、教育の質の向上を図る。

<指標>

| 項目                      | 目標数値      |
|-------------------------|-----------|
| 時間外業務が月45時間以下の教職員の割合    | (小) 100%  |
|                         | (中) 100%  |
|                         | (義務) 100% |
|                         | (高) 100%  |
|                         | (特支) 100% |
| 教職員の年次有給休暇取得日数(夏季休暇を含む) | 年間19日以上   |
| 教員の精神性疾患による休職者数の出現率     | 0.5%以下    |

<関連事業>

| 事業・取組名            | 担当課                       | 事業・取組内容  |
|-------------------|---------------------------|--|
| 教職員採用・人事管理費       | 教育人材開発課                   | 試験日程の早期化、県外試験会場の活用拡大等による採用試験の差別化、SNS等を活用したプロモーション活動による魅力発信、「未来の教師」育成プロジェクトによる将来的な志望者育成等により、優秀な教員の確保に努める。   |
| 教育企画研修費           | 教育センター                    | 教職員の資質・能力の向上を目的として、教職経験の違いに対応した研修やICT活用教育等今日的な教育課題の解決に応じた研修及び訪問や情報発信等による教職員支援を行う。<br>【学校支援】<br>①訪問型学校支援<br>・出かけるセンター(指導主事派遣)・教員の指導力・活用能力の向上のための研修等の充実<br>②若手教員育成・とっとり未来教師セミナー・集合研修後の情報交換・相談機会の拡充・若手教員のための支援会議・山陰教師サポート連携(S×T)協議会<br>③教育情報の収集と発信・各種研修動画サイトの充実(資料提供、動画配信)・研修情報整備<br>④自主的・主体的研修への支援・アドバイザー派遣事業<br>【教職員研修】<br>①地域の中核を担う人材育成・ゼミナール(教育課題に応じたリーダー育成)<br>②センターフォーラムの開催<br>③ICT活用教育推進のための経費・ICT支援員(会計年度任用職員1名)の配置<br>④研修に必要な機器の整備等・機器等リース(情報教育棟、本館ネットワーク)<br>⑤教科等横断的な探究学習等次世代教育推進教員養成事業<br>・県内全域で探究的な学びの授業設計ができ、各学校での実践を促進する力量を持った次世代のリーダーとなる教員を育成する。 |
| エキスパート教員認定事業      | 小中学校課<br>高等学校課<br>特別支援教育課 | 他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。   |
| 教育委員会運営費          | 教育総務課                     | 各所属に設置されたコンプライアンス推進員等に対する研修会を年1回実施する。<br>各所属でのコンプライアンス推進に係る啓発及び研修等により、職員一人ひとりの自律、自製の徹底、職員相互の確認・注意の習慣化及び徹底を図る。  |
| 学校現場における働き方改革推進事業 | 教育人材開発課                   | 学校現場における働き方改革を推進し、教員の多忙解消・負担軽減を図るため、学習プリント印刷や授業準備など教員の負担となっている事務作業をサポートする会計年度任用職員(教員業務支援員)を学校に配置する。<br>AI自動採点システムの導入など、効果的なICT活用による業務効率化を推進する。<br>教職員の多忙解消・負担軽減のため、県教育委員会、市町村教育委員会、各学校長に外部有識者を加えた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において対策の検討を進めた上で、学校管理職を含めた教職員のみならず、県教育委員会・市町村教育委員会事務局職員に対する研修の実施等を通して学校業務カイゼン活動を促進する。   |

|                        |        |  |
|------------------------|--------|--|
| 【拡充/組替】運動部活動推進事業       | 体育保健課  | <p>県立高等学校の部活動指導に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導体制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化や中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。</p> <p>①外部指導者を派遣(謝金)<br/>②外部指導者の資質向上のための研修会の開催</p> <p>【組替】県立高校に部活動指導員を配置(部活動指導員配置事業から)</p>  |
| 学習端末を活用した不登校未然防止対策事業   | 教育センター | <p>児童生徒端末から日々入力される各種教育データを効果的に活用することで、児童生徒の心情の変化や自己肯定感等を把握するとともに、早期に児童生徒理解に基づく適切な支援を行い、不登校の未然防止につなげる。</p>  |
| 【拡充】ICT環境整備事業【2-(8)再掲】 | 教育センター | <p>県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、パソコン、液晶プロジェクター等の情報環境を整備する。</p> <p>また、県内公立学校の情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワーク(Torikyo-NET)において、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図る。</p> <p>文部科学省CBTシステム(MEXCBT)で鳥取県独自の問題を作成し、自動採点された結果をプラットフォームに表示する等データを活用することで、自律的に学習できるシステムの開発と活用を図る。</p> |
| 【拡充】教職員健康管理事業費         | 教育総務課  | <p>各職場の安全衛生管理体制を整備し、職場における職員の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見と生活習慣病の予防等のため、定期健康診断等を実施する。</p> <p>また、管理職の研修(職場づくり)、ストレスチェック制度の実施による教職員のセルフケア及び職場環境の改善の推進、相談窓口の設置、専門職員による面談等を行う。休職者や復職者を支援するとともに、それを抱える職場の管理職等への指導助言を行う。</p> <p>【拡充】相談体制の拡充(相談員の増員)</p>  |

#### 4-(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

##### <重点施策>

##### ① 公立学校施設の環境整備

○県立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、薬品棚等を含めた非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進める。

○市町村立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化などの教育環境の質的向上を進めるため、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかける。

##### ② 学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築

○地震や津波、大雨等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進する。

○自転車乗車中などの交通事故をなくすために、自転車乗車時のヘルメット着用をはじめとした交通ルールの遵守等、交通安全教育の充実を図る。

○不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進する。

○関係機関と連携し、通学路の安全確保を図る。

○関係機関と連携し、感染症対策や熱中症対策を推進する。

##### <指標>

| 項目   | 目標数値     |
|--|----------|
| 避難訓練(不審者対応、地震、火災等)を年2回以上(小学校は3回以上)実施した学校の割合        | (小) 100% |
|  | (中) 100% |
|  | (高) 100% |
|  | (特) 100% |
| 学校危機管理マニュアル(生活安全、交通安全、災害安全の全て)について点検・見直しを実施した学校の割合 | (小) 100% |
|  | (中) 100% |
|  | (高) 100% |
|  | (特) 100% |

<関連事業>

| 事業・取組名                      | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-----------------------------|-------|--|
| 教育施設営繕費                     | 教育環境課 | 県立学校及び社会教育施設の維持管理及び老朽化対策等に必要となる修繕を行い、安全安心な教育環境の整備を行う。<br>また、令和2年度に策定した「鳥取県教育委員会所管施設長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、計画的に営繕工事を実施する。  |
| 県立高等学校トイレ洋式化加速事業            | 教育環境課 | 県立高等学校の教室棟におけるトイレの洋式化率は令和5年度末で50%となる見込みであり、依然低い状況にある。<br>県立高等学校のトイレの洋式化を加速させるために、今後3ヵ年(令和6年度～令和8年度)をかけて集中的かつ可及的速やかに県立高校の教室棟及び寄宿舎のトイレを洋式化する。                                    |
| 【新規】教育施設等における省エネルギー型設備導入事業費 | 教育環境課 | 高等学校専門教科教室及び社会教育施設の照明を省エネルギー型のLED化することにより、事業者である県として環境負荷の低減と管理経費の削減に努める。   |
| 学校安全対策事業                    | 体育保健課 | 児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、「生活」「交通」「災害」の側面から、学校・家庭・地域が連携し、質の高い学校安全の取組を推進する。<br>①学校安全教育・安全管理体制の充実のための成果検証・普及、専門家派遣<br>②学校安全研修会の開催<br>③スクールガード・リーダーの巡回指導・助言や学校安全ボランティア等による子どもの見守りへの支援 |

4-(17) 私立学校への支援の充実

<重点施策>

① 私立学校の振興

○私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成する。

<関連事業>

| 事業・取組名       | 担当課     | 事業・取組内容   |
|--------------|---------|---|
| 私立学校教育振興補助金  | 総合教育推進課 | 私立学校の人件費、教育管理経費、設備費、舎監配置、土曜日授業実施、アクティブ・ラーニング推進、経営改善、外部人材活用、カウンセラー配置、地域連携による校外教育活動等に対して助成する。   |
| 私立学校施設整備費補助金 | 総合教育推進課 | 安全で安心な教育環境の確保のため、私立高等学校等の施設整備事業に対する助成を行う。   |
| 私立学校支援等事業    | 総合教育推進課 | 私立学校が行う様々な取組に対して支援等を行い、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。<br>①JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。<br>②鳥取県版スーパーサイエンスハイスクールとして先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を支援する。<br>③手話教育(私立学校手話教育推進事業)、特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備(私立高等学校等特別支援教育サポート事業)に要する経費の一部を助成する。<br>④いじめ問題への対応として、学級満足度などを把握する心理検査(hyper-QU)の実施や、その検査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための教員研修を実施する。<br>⑤海外進学を目指す高校生等が能力測定に必要な英語試験等の受験料を支援する。 |

|                   |         |  |
|-------------------|---------|--|
| 私立高等学校等就学支援金支給等事業 | 総合教育推進課 | <p>家庭の経済的負担の軽減や多様な教育を受ける機会を確保するための取組を行う。</p> <p>①国の「高等学校等就学支援金」及び本県独自の「中学校就学支援金」を交付(学校設置者が代理受領)する。</p> <p>②私立高等学校等について、国の就学支援金制度に本県独自の上乗せ補助を行う。また、私立中学校にも同様の支援を実施する。</p> <p>③授業料の生徒納付金を減免している私立高等学校等の設置者に対して助成する。</p> <p>④私立高等学校の専攻科に通う生徒に対して授業料を助成する。</p> <p>⑤高等教育の修学支援新制度に係る私立専門学校への助成を実施する。</p> |
|-------------------|---------|--|

**目標5 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進**

**5-(18) 健やかな心と体づくりの推進**

**<重点施策>**

**① 子どもの体力・運動能力の向上**

○各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCAサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進する。

○体育、保健体育の授業以外で運動に親しむことができるよう、「遊びの王様ランキング」、「トップアスリート派遣事業」、「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」等の活用など、運動に取り組みたくなる場の工夫等について、市町村教育委員会を通じて学校に働きかけるとともに、授業研究会等で助言を行う。

**② 健康教育の充実**

○子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶため、外部講師の活用を含めたがん教育や性に関する指導等の健康教育の充実を図る。

○子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るため、基本的な生活習慣の定着などをテーマに学校、家庭、地域が連携した学校保健委員会の充実を図り、心身の健康のバランスのとれた子どもたちの増加を目指す。

**③ 食育の推進、安全、安心な学校給食**

○栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させ、学校と家庭・地域との連携により食育を推進する。

○生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進に努め、安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指す。

○異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を徹底する。

**<指標>**

| 項目  | 目標数値   |
|---|--|
| 鳥取県体力・運動能力調査の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合               | (小5男) 42%<br>(小5女) 48%<br>(中2男) 38%<br>(中2女) 66% |
| 鳥取県体力・運動能力調査において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合(小学生) | (小5男) 70%<br>(小5女) 50%                           |
| 鳥取県体力・運動能力調査による長座体前屈の偏差値                          | (小5男) 50<br>(小5女) 50<br>(中2男) 50<br>(中2女) 50     |
| 学校給食用食材の地場産品使用率                                   | 80%以上  |

<関連事業>

| 事業・取組名             | 担当課   | 事業・取組内容   |
|--------------------|-------|---|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業 | 体育保健課 | 子どもの体力・運動能力が低下傾向にあること、体育学習以外の時間に運動する子どもと運動しない子どもとの二極化傾向にあること等、鳥取県の子ども体力に係る課題を解決し、運動意欲の向上及び運動の習慣化によるバランスのよい体力の向上を図るため、学校や地域に対する支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での取組を推進する。<br>①「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」(外部人材の派遣)<br>②「遊びの王様ランキング」の開催<br>③トップアスリート派遣<br>④体力、運動能力調査 等 |
| 児童生徒健康問題対策事業       | 体育保健課 | 子どもの頃からのがんの予防を含めた健康教育のため、協議会や教職員への研修会を通して学校でのがん教育の充実を図る。<br>また、本県では、性に関する指導を「いのちを守り育てる教育」として位置づけ、教育活動全体を通じて実施しており、学校での効果的な推進を図るために、引き続き、医師や助産師等の専門家の派遣を行い、学校の効果的な指導体制の充実を図る。  |
| 学校給食・食育推進事業        | 体育保健課 | 学校における地産地消の推進と学校給食を活用した食育の充実を図る。<br>①栄養教諭等の資質向上のための研修の実施及び県立学校への専門家派遣<br>②地場産品を活用した学校給食調理講習会の開催<br>③学校給食に係る県産品利用(地産地消)推進会議の開催   |

5-(19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

<重点施策>

① 少年期(小学校～高等学校)の望ましいスポーツ活動の充実

○運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、子どもたちの体力向上を図る。  
○「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進する。

② 障がい者スポーツの推進

○あいサポート条例(愛称)の趣旨に基づき、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保、必要な環境の整備を行っていく。

<指標>

| 項目                  | 目標数値 |
|---------------------|------|
| 成人のスポーツ実施率(週1回以上)   | 55%  |
| 障がい者のスポーツ実施率(週1回以上) | 37%  |

<関連事業>

| 事業・取組名                       | 担当課   | 事業・取組内容   |
|------------------------------|-------|---|
| 子どもの体力向上推進プロジェクト事業【5-(18)再掲】 | 体育保健課 | 子どもの体力・運動能力が低下傾向にあること、体育学習以外の時間に運動する子どもと運動しない子どもとの二極化傾向にあること等、鳥取県の子ども体力に係る課題を解決し、運動意欲の向上及び運動の習慣化によるバランスのよい体力の向上を図るため、学校や地域に対する支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での取組を推進する。<br>①「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」(外部人材の派遣)<br>②「遊びの王様ランキング」の開催<br>③トップアスリート派遣事業<br>④体力、運動能力調査 等 |

|                            |         |  |
|----------------------------|---------|--|
| 【拡充/組替】運動部活動推進事業【4-(15)再掲】 | 体育保健課   | <p>県立高等学校の部活動指導に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導体制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化や中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。</p> <p>①外部指導者を派遣(謝金)<br/>②外部指導者の資質向上のための研修会の開催</p> <p>【組替】県立高校に部活動指導員を配置(部活動指導員配置事業から)</p>  |
| 部活動の地域移行推進事業               | 体育保健課   | <p>公立中学校等の部活動を学校から地域が運営主体として活動する地域クラブ活動へ移行し、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携・地域移行を推進し、段階的に地域移行に向けた環境整備を行う。</p> <p>①地域移行に係る推進体制整備事業<br/>②【新規】地域クラブ活動支援<br/>③中学校部活動指導員配置事業<br/>④部活動外部指導者活用事業</p>   |
| レクリエーション活動支援事業             | 家庭支援課   | <p>青少年の健全育成、健康で生きがいに満ちた暮らし、ぬくもりのあるコミュニティづくりに有効な手法であるレクリエーションを普及するため、県レクリエーション協会が行う鳥取県レクリエーション大会に助成を行う。</p>   |
| 生涯スポーツ推進事業                 | スポーツ課   | <p>県民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、各種大会を開催するとともに、地域で日常的にスポーツ活動を行える環境づくりなどを通じて、生涯スポーツを推進する。</p> <p>①鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の開催<br/>②親子向けのスポーツ教室や障がい・年齢・性別等に関係なく誰でも気軽に取り組めるユニバーサルスポーツ教室等の開催<br/>③総合型地域スポーツクラブの創設・育成・運営改善を支援するクラブアドバイザーの配置、研修会開催やクラブへの指導者派遣<br/>④ガイナール鳥取が主催するサッカースクールの運営費補助<br/>⑤本県ゆかりのオリンピック・パラリンピアン等を招聘または従前の規模を拡大したスポーツイベントの実施経費の支援</p> |
| 鳥取型障がい者スポーツ推進事業            | スポーツ課   | <p>○鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」及び中部・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かし、スポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材の育成を行う。<br/>○特別支援学校等においてパラスポーツ体験教室や地域でのスポーツ教室等を開催する。</p>   |
| 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業    | 特別支援教育課 | <p>特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。</p> <p>①各学校の独自性を活かした文化芸術活動及び文化芸術活動をととした交流及び共同学習<br/>②文化芸術活動を推進する人材育成<br/>③スポーツ交流推進事業</p>   |
| 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業    | 特別支援教育課 | <p>特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。</p> <p>①各学校の独自性を活かした文化芸術活動及び文化芸術活動をととした交流及び共同学習<br/>②文化芸術活動を推進する人材育成<br/>③スポーツ交流推進事業</p>   |

5-(20) トップアスリートの育成(競技力向上)

<重点施策>

① 指導者の確保・育成

○優秀なアスリートの育成に向けて、県内の指導者に対して指導力向上のためのきめ細やかな支援を行うとともに、指導者としての活動が継続できる環境整備に努める。  
○コンプライアンスを欠如する行為(体罰やハラスメントなど)を行わない倫理観や規律意識を備えた指導者の養成を推進する。

② オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界大会や国民スポーツ大会(国体)・全国障害者スポーツ大会を見据えた取組の実施

○オリンピック・パラリンピックや令和15年に鳥取県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上施策の推進、環境整備などに取り組む。

<指標>

| 項目   | 目標数値 |
|--|------|
| 文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間) | 100人 |

<関連事業>

| 事業・取組名                                     | 担当課   | 事業・取組内容  |
|--|-------|--|
| 競技力向上対策事業(ジュニア期の競技力向上対策・競技力向上のための指導者の確保事業) | スポーツ課 | ○ジュニア期の競技者が、国内外の大会で活躍できるよう、ジュニアクラブチーム等への経費支援や指導者育成のための講習会等を実施する。<br>○適性や状況に応じた指導者を鳥取県スポーツ協会のスポーツ指導員や県内私立高校教職員として配置・確保する。                   |
| 鳥取ジュニアアスリート発掘事業                            | スポーツ課 | オリンピック・パラリンピックや世界選手権等の国際大会で活躍できる「鳥取育ち」のトップアスリートを発掘し、県スポーツ協会や競技団体等と連携しながら育成強化を図る。   |
| いざパリへ！トップアスリート強化支援事業                       | スポーツ課 | ○本県ゆかりの日本代表選手が、パリオリンピック・パラリンピックに出場する為の強化等に必要経費を支援する。<br>○本県ゆかりの競技者及び指導者に対し、日本代表として海外で実施する合宿・大会に係る遠征費や世界的に優秀な指導者や元オリンピック選手等を招聘するための経費を支援する。 |

5-(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実

<重点施策>

① 地域の実状に応じたスポーツ・文化芸術活動の環境整備

○「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を踏まえ、公立中学校等の部活動を学校から地域が運営主体として活動する地域クラブ活動へ移行し、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動の支援、各圏域の市町の情報交換の場の確保等を行う。

<関連事業>

| 事業・取組名                 | 担当課   | 事業・取組内容  |
|------------------------|-------|--|
| 部活動の地域移行推進事業【5-(19)再掲】 | 体育保健課 | 公立中学校等の部活動を学校から地域が運営主体として活動する地域クラブ活動へ移行し、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携・地域移行を推進し、段階的に地域移行に向けた環境整備を行う。<br>①地域移行に係る推進体制整備事業<br>②【新規】地域クラブ活動支援<br>③中学校部活動指導員配置事業<br>④部活動外部指導者活用事業 |

|                            |       |   |
|----------------------------|-------|---|
| 【拡充/組替】運動部活動推進事業【4-(15)再掲】 | 体育保健課 | 県立高等学校の部活動指導に専門的指導者(運動部活動外部指導者)を派遣し、部活動及び指導体制の充実、競技力の向上を図る。教員の多忙化や中学校の運動部活動顧問の約半数は担当する運動部の競技経験がない等、運動部活動を実施するにあたって、山積している課題を解消する。<br>①外部指導者を派遣(謝金)<br>②外部指導者の資質向上のための研修会の開催<br>【組替】県立高校に部活動指導員を配置(部活動指導員配置事業から) |
|----------------------------|-------|---|

## 目標6 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

### 6-(22) 文化芸術活動の一層の振興

#### <重点施策>

##### ① 文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

○鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、鳥取県文化振興財団による鑑賞事業、子どもたちの関心に沿った発表機会の創出等により、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充する。

##### ② 文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

○子どもたちの感性を高め、創造力や表現力を育むため、学校、鳥の劇場はじめ文化芸術活動団体や市町村と連携し、文化芸術に触れたり、文化芸術を活用したワークショップを体験したりする機会を確保する。  
 ○地域において、幅広い文化活動を実施する機会を市町村と連携して確保し、活動の活性化及び活動環境の充実を図るための取組を推進する。

##### ③ 障がい者による文化芸術活動の推進

○鳥取県障がい者プランに基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を通じて共に交流する機会を創出する。

#### <指標>

| 項目                        | 目標数値     |
|---------------------------|----------|
| 文化芸術に関する活動を年1回以上行った高校生の割合 | (高2) 30% |

#### <関連事業>

| 事業・取組名                            | 担当課   | 事業・取組内容  |
|-----------------------------------|-------|--|
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業                  | 文化政策課 | 小学生及び中学生の創作作品の発表と鑑賞の機会を提供するとともに、アーティストとの出会いや指導を受ける場となる講座等を開催し、児童生徒の文化芸術活動への意欲向上と美術活動の振興を図る。  |
| 鳥取県美術展覧会開催事業                      | 文化政策課 | 広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示する鳥取県美術展覧会を開催することにより、県民へ鑑賞機会を提供するとともに、創作作品の発表の場の提供を通じて県内美術部門の質の向上等を図る。 |
| 鳥取県総合芸術文化祭(とりアート)                 | 文化政策課 | 県民による文化芸術の祭典である「とりアート」を県内各地で開催することで、誰もが気軽に文化芸術に親しみ触れる機会を創出するとともに、次代を担う文化芸術活動の人材育成を図る。        |
| 芸術鑑賞教室開催補助金                       | 文化政策課 | 子どもたちの豊かな情操を培い、健全な育成に資するため、県内の高校・特別支援学校の児童生徒を対象に、学校施設や文化施設において優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。             |
| 【新規】CATCH the STARミュージックコンテスト開催事業 | 文化政策課 | 軽音楽など中高生等の若い世代が関心を持ち取り組む様々な音楽ジャンルにおいて、自己表現や能力を競う場として、ミュージックコンテスト(歌唱・演奏部門)を開催する。              |

|                                   |         |   |
|-----------------------------------|---------|---|
| 万葉の郷とっとりけん全国高校生短歌大会               | 文化政策課   | 県内外の高校生を対象に広く短歌を募集し、県内で大会を開催することで、万葉ゆかりの文化資源を活用した鳥取県の魅力を発信するとともに、若い世代の短歌文化の振興を図る。   |
| 鳥の劇場運営委員会補助金                      | 文化政策課   | 県民に上質な演劇を鑑賞する機会を提供するための鳥の劇場を核とした「鳥の演劇祭」の開催、子どもたちの「思考力・表現力」を高めるための、小・中・高校生を対象とした演劇の表現ワークショップ(授業)の実施、また、鳥の劇場が行うより広い地域・客層に対するアウトリーチ型の公演・普及活動を支援する。   |
| 「とっとりアートスタート」推進事業                 | 文化政策課   | 0歳から未就学の乳幼児に作品鑑賞・創造体験・公演鑑賞の機会を提供するアートスタート活動を行う団体を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。  |
| 【新規】次代の文化芸術を担う輝く人材育成事業            | 文化政策課   | 若年層の文化芸術活動の活性化と人材育成に向けた支援を行う(補助事業)。<br>①子どもたちによる文化芸術活動の支援(次世代活動者育成支援事業)<br>②地域における文化芸術教室等の開催(地域における中学生等の文化活動推進事業)<br>③活動のレベルアップに向けた外部講師の招へい(文化芸術活動レベルアップ支援事業)<br>④公募展やコンクールの開催支援(若年層のためのコンクール・公募展開催支援事業)<br>⑤全国公募展・コンクール等への挑戦支援(公募展・コンクール等挑戦支援事業) |
| 演劇を活用したコミュニケーション力等向上事業            | 文化政策課   | 県内の学校の児童・生徒等が、演劇を活用した表現ワークショップ等を体験することにより、他者とのコミュニケーション力の向上に繋げる。  |
| 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業【5-(19)再掲】 | 特別支援教育課 | 特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。<br>①各学校の独自性を活かした文化芸術活動及び文化芸術活動とおとした交流及び共同学習<br>②文化芸術活動を推進する人材育成<br>③スポーツ交流推進事業   |
| 障がい者アート推進事業                       | 障がい福祉課  | 鳥取県障がい者プランに基づき、障がい者の芸術文化活動に資する各種取組を展開する。<br>①あいサポート・アートセンターの運営<br>②障がい者アート活動支援事業補助金<br>③「あいサポート・アートとっとり祭」の開催<br>④「あいサポート・アートとっとり展」の開催<br>⑤障がいのある人とない人が共に作る劇団「じゆう劇場」への支援   |

## 6-(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展

### <重点施策>

#### ① 美術館の運営

○令和7年3月30日の県立美術館開館により子どもたちをはじめ全ての人がアートを身近に感じて楽しめることを目指して、PFI事業者と一体となり着実な開館準備業務を進めるとともに、開館後は県とPFI事業者のノウハウを活かしながら運営を行っていく。

○アート・ラーニング・ラボ(A.L.L)による多様なプログラムの研究開発、学校等からの相談に対する提案を行う。(ミュージアム・スタート・パスの運行、対話鑑賞ファシリテーターの養成等)

<関連事業>

| 事業・取組名                 | 担当課 | 事業・取組内容  |
|------------------------|-----|--|
| 県立美術館利用者20万人達成プロジェクト事業 | 美術館 | 開館に向けて、県内外への広報展開を多方面から進めるとともに、開館後の来館に繋がる仕掛けづくりをPFI事業者やマスメディア等とも連携し実施していく。<br>①機運醸成カウントダウンイベントの実施<br>②開館記念にふさわしい企画展開催の準備<br>③岡山県の芸術祭との連携によるPR<br>④観光誘客促進のための旅行会社等への働きかけ、観光・美術専門冊子等への情報掲載  |
| 鳥取県立美術館整備推進事業          | 美術館 | 県立美術館の開館準備をPFI方式により着実に進めるとともに、県全体の機運醸成を県民との連携により行う。<br>①整備運営経費（サービス対価）<br>②美術館開館に向けた機運醸成、地域活性化及び美術館応援ネットワーク形成に繋がる団体等の取組支援 等  |
| 美術館プログラム事業             | 美術館 | 開館に向けて、県内の文化芸術に係る団体や教育現場等と連携した「県民立」の美術館づくりを進めるとともに、美術館への期待を高める活動を進める。<br>①アート・ラーニング・ラボ(A.L.L.)の推進<br>・小学校等の美術展への招待、対話鑑賞ファシリテーター養成等<br>②「私たちの県民立美術館」普及啓発事業<br>・フリーペーパー「Pass me(パスミー)！」発行ワークショップ、アートを通じたコミュニティづくり、学芸員による美術館PRキャラバン等<br>③全県美術館ネットワーク強化推進事業<br>・県内美術館等が他の美術館等と連携する展示事業の開催支援等<br>④美術資料収集評価委員会の開催、寄贈作品等の調査、運搬等 |
| 屋外美術作品制作委託事業           | 美術館 | 開館までに屋外彫刻作品を制作・設置する。   |

6- (24) 文化芸術の発展を担う人材の育成

<重点施策>

① 次代の文化芸術の発展を担う人材の育成

|   |
|---|
| <p>○学校や地域の文化施設における鑑賞事業等により、子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供するほか、県内外で活躍するアーティストとの出会いや共演、ワークショップ等を通じた人材育成を進める。<br/>○県外コンクール等への参加の後押し、若年層の文化芸術活動におけるレベルアップ支援、多様な発表機会の創出を行う。</p> |
|---|

<指標>

| 項目   | 目標数値    |
|--|---------|
| 文化芸術に関する活動を年1回以上行った高校生の割合【再掲】                  | (高2)30% |
| 文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)【再掲】 | 100人    |

<関連事業>

| 事業・取組名                     | 担当課   | 事業・取組内容   |
|----------------------------|-------|---|
| 鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業【6-(22)再掲】 | 文化政策課 | 小学生及び中学生の創作作品の発表と鑑賞の機会を提供するとともに、アーティストとの出会いや指導を受ける場となる講座等を開催し、児童生徒の文化芸術活動への意欲向上と美術活動の振興を図る。 |
| 芸術鑑賞教室開催補助金【6-(22)再掲】      | 文化政策課 | 子どもたちの豊かな情操を培い、健全な育成に資するため、県内の児童生徒を対象に、学校の体育館や文化施設において優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。                    |

|                                  |       |  |
|----------------------------------|-------|--|
| 【新規】次代の文化芸術を担う輝く人材育成事業【6-(22)再掲】 | 文化政策課 | 若年層の文化芸術活動の活性化と人材育成に向けた支援を行う。<br>①子どもたちによる文化芸術活動の支援(次世代活動者育成支援事業補助金)<br>②地域における文化芸術教室等の開催(地域における中学生等の文化活動推進補助金)<br>③活動のレベルアップに向けた外部講師の招へい(文化芸術活動レベルアップ支援補助金)<br>④公募展やコンクールの開催支援(若年層のためのコンクール・公募展開催支援補助金)<br>⑤全国公募展・コンクール等への挑戦支援(公募展・コンクール等挑戦支援補助金) |
| 文化芸術拠点施設運営費                      | 文化政策課 | 郷土芸能・伝統芸能を披露す場を設け、その素晴らしさを県民が共有し郷土に親しみと誇りを持つとともに、次世代を担う青少年への継承を図る(指定管理事業)。   |
| 文化芸術活動支援事業                       | 高等学校課 | 文化活動を活性化し、文化芸術活動に対する気運を高めるとともに、文化芸術活動の継承者を育成する。<br>①文化部校外・合同練習会等支援<br>②備品整備<br>③県高等学校文化連盟助成(全国、近畿、県総文、事務局体制整備)<br>④高校生まんが・メディア芸術活動事業(高校生まんが展、まんが甲子園参加支援、韓国高校生との交流他)<br>⑤文化部活動パワーアップ(県外指導者招へい、研修派遣)   |
| 【新規】近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催準備事業        | 高等学校課 | 令和7年度開催の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会に向け、準備(実行)委員会を設置し、開催内容の検討を行うとともに、広報(リーフレット作成・配布等)等を行う。  |
| 企画展開催費【1-(3)再掲】                  | 博物館   | 鳥取県の自然・歴史・美術分野の資料、作品、その研究成果等や、世界的・全国的に貴重な作品等について、企画展として広く県民に紹介する。<br>(1) 古代エジプト美術館展(新日本海新聞社他共催)<br>(2) アートって、なに? ～ミュージアムで過ごす、みる・しる・あそぶの夏やすみ～<br>(3) ネコ ～にゃんと! クールなハンターたち～<br>(4) 幕末土佐の天才絵師 絵金  |
| 博物館学習支援事業費【1-(3)再掲】              | 博物館   | 県民の生涯学習や学校教育を支援するとともに、「ふるさとキャリア教育」を促進するため、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施し、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報を発信する。   |

## 6-(25) 文化財の保存、活用、伝承

### <重点施策>

#### ① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にす気運の醸成

○県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、専門職員による学校への出前授業や公民館等での出前講演、文化財巡りや現地見学会により文化財を知り、接する機会を創出する。  
○子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、自然、まちなみ、民俗芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にす気運、意識の醸成を図る。

#### ② 文化財の保存と活用(再発掘・磨き上げ)の推進

○県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に積極的に取り組む。  
○地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援する。  
○青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を生かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指す。  
○「とっとり弥生の王国」を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図る。あわせて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指す。

<指標>

| 項目                 | 目標数値    |
|--------------------|---------|
| 県指定文化財の新規指定件数      | 3件      |
| むきばんだ史跡公園来園者数(年間)  | 25,000人 |
| 青谷かみじち史跡公園来園者数(年間) | 25,000人 |

<関連事業>

| 事業・取組名                          | 担当課          | 事業・取組内容   |
|---------------------------------|--------------|---|
| 「とっとりの誇り」文化遺産活用推進事業             | 文化財課         | 児童生徒が身近な地域の歴史遺産(遺跡、建造物など)や民俗(暮らしの道具、伝統芸能など)を学び、地域の文化的な豊かさを実践することで、郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進に寄与する。<br>①無形文化財保持者など文化財に関わる各分野第一人者を講師として、子どもを対象とした体験講座を実施<br>②地域の歴史遺産や民俗について学ぶ機会の提供<br>③文化遺産を活用した地域振興活動への支援 |
| 鳥取県の考古学情報発信事業                   | 埋蔵文化財センター    | 常設展示、企画展、体験イベント、リーフレット、講演会、ホームページ、SNS等により、県内考古学の魅力を情報発信していく。また、ICT技術等を効果的に活用し、動画や遺跡・出土品CG等による考古学情報の発信を行うとともに、授業実践協力も行い、次世代を担う子どもたちへの「ふるさとキャリア教育」を一層推進する。  |
| 「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業              | とっとり弥生の王国推進課 | 鳥取県が全国に誇る「妻木晩田遺跡」「青谷上寺地遺跡」の価値と魅力を多くの方に知っていただくため、両遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するとともに、イベントやものづくり講座、遺跡を活用した様々な体験活動等の事業を行う。  |
| 「青谷かみじち史跡公園開園記念」とっとり弥生の王国発信強化事業 | とっとり弥生の王国推進課 | 県内外からの鳥取県への集客を図るため、妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡における最新の調査研究成果等を生かし、全国に「とっとり弥生の王国」の魅力や情報を広く発信するとともに、令和6年3月24日にオープンした青谷かみじち史跡公園及び展示ガイダンス施設について、県内外に広くPRする。   |
| 史跡青谷上寺地遺跡整備事業                   | とっとり弥生の王国推進課 | 保存状態の良い多種多様な道具類、生活廃棄物、人骨、朝鮮半島や中国に由来する品々が出土することで知られる全国屈指の弥生時代遺跡「青谷上寺地遺跡」を適切に保存し、有効に活用するために必要な整備を実施する。  |
| 「鳥取県の文化財」調査研究事業                 | 文化財課         | 国・県指定、登録等の候補となる文化財の調査研究を実施し、文化財指定等に向け取り組むとともに、文化財の保存、活用に必要な人材の育成等に取り組む。   |
| 【新規】遺跡情報DX事業                    | 埋蔵文化財センター    | 遺跡詳細情報(概要・位置・写真等)をデジタル化することにより、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の効率化・円滑化を図るとともに、学校教育や生涯学習で活用できるような情報高度化事業を行い、身近な遺跡について知り親しみ、また深く理解する機会を提供する。   |
| 文化芸術拠点施設運営費【6-(24)再掲】           | 文化政策課        | 郷土芸能・伝統芸能を披露する場を設け、その素晴らしさを県民が共有し郷土に親しみと誇りを持つとともに、次世代を担う青少年への継承を図る(指定管理事業)。   |

【鳥取県教育振興基本計画、アクションプランに関するご意見・お問合せ先】  
鳥取県教育委員会事務局 教育総務課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

電 話 0857-26-7914

F A X 0857-26-8185

Eメール [kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp)

【鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku>